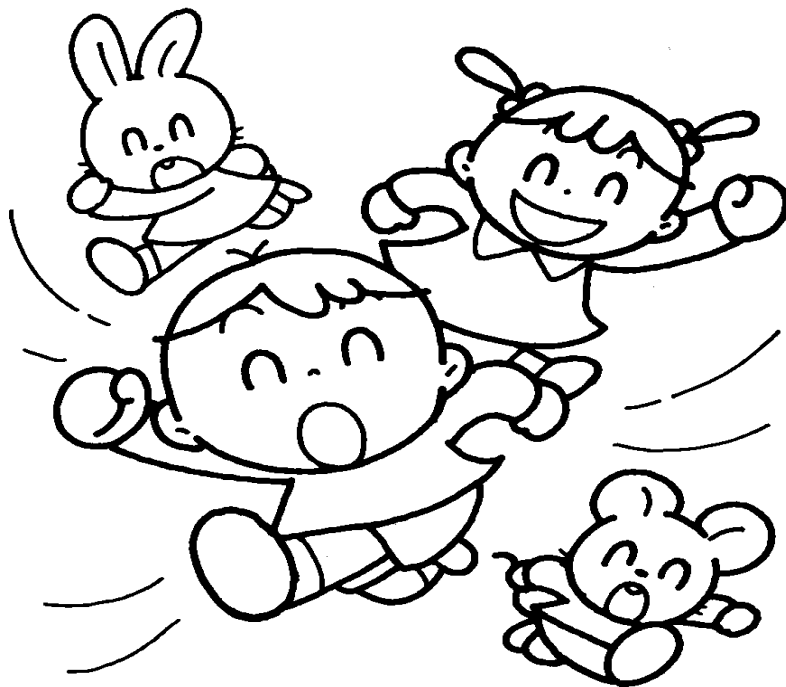


令和6年度(2024年度) 保育施設入園案内

～認可保育園・認定こども園（保育部分）・小規模保育・家庭的保育（保育ママ）～



< 令和6年度 入園・転園申請受付期間 >

4月先行申請受付期間：各認定こども園が設定した期間（令和5年11月1日（水）までの間）

※3～5歳児クラスで、市内認定こども園を第一希望とする方のみ

4月一次申請受付期間：令和5年11月1日（水）～ 令和5年11月15日（水）

4月二次申請受付期間：令和6年2月1日（木）～ 令和6年2月8日（木）

※令和6年4月一次・二次申請は、原則郵送（簡易書留等）での受付となります。

郵送受付では、受付期間内の消印があるものに限りませので、ご注意ください。

5月以降の入園の受付期間：入園希望月の前月1日～10日頃（窓口での受付）

※詳細は、10～12ページをご覧ください。

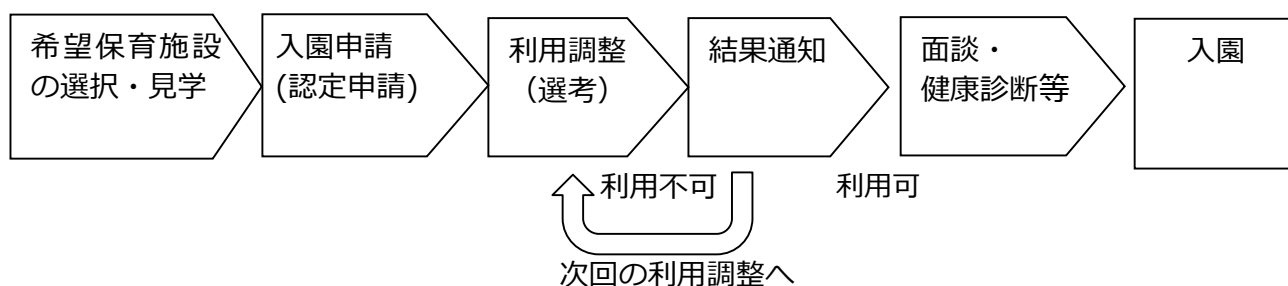
東大和市 子ども未来部
保育課 保育・幼稚園係
〒207-8585
東大和中央3丁目930番地
TEL 042-563-2111 内線1751～1754
<https://www.city.higashiyamato.lg.jp>

この案内は入園後も大切に保管してください

～ 目 次 ～

1. 令和6年度からの変更	1ページ
2. 令和6年度4月一次・二次の申請方法について	1ページ
3. 就労証明書の作成・提出における注意	1ページ
4. 市役所で入園申請する保育施設	2ページ
5. 狭山保育園の段階的な廃園について	2ページ
6. 保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）	3～4ページ
7. 入園・転園申請の留意点	5～9ページ
8. 入園・転園申請のながれ（日程）	10～12ページ
9. 入園・転園申請の手続き	13～18ページ
10. 利用調整・結果	19～25ページ
11. 入園後の注意点	26～27ページ
12. 保育料	28～30ページ
13. その他の保育サービス等	31～34ページ
14. よくある質問 Q&A	35～38ページ
○東大和市 MAP	39ページ
○市内保育施設一覧	40～41ページ

<入園までのながれ（概要）>



「入園案内」で使用する用語について

従来の「入園」という用語は、関係する法令の改正により、現在は、法令上「入所」という用語になっていますが、この案内では、一般的に親しみのある「入園」という用語を使用するとともに、これに関連する「転園」、「退園」などの用語を使用しています。ただし、規則で決められている固有名詞などは、「入所」とも表記しています。

また、その他の用語も必要に応じて適宜言い換えています。これは、市の皆様にこの案内の内容をより理解していただけるよう言い換えたものです。ご理解をお願いします。

1. 令和6年度からの変更点について

(1) 令和6年4月新設予定の保育施設

令和6年4月から新たに、「認可保育園」と「児童発達支援センター」を併設する多機能型保育園である（仮称）東大和どろんこ保育園が開園します。

保育施設名	住所	クラス年齢（令和6年4月1日時点）
（仮称）東大和どろんこ保育園	立野3丁目630番地（予定）	1～5歳児

(2) 就労証明書の書式変更

内閣府からの通知に基づき、就労証明書の様式が国の示す標準的な様式へ変更となりました。令和6年4月入所申込み以降は、新しい様式をご使用ください。

2. 令和6年度4月一次・二次の申請方法について

令和6年度4月一次・二次申請は、令和5年度に引き続き原則郵送での受付となります。

【一次申請期間】令和5年11月1日（水）～11月15日（水）

【二次申請期間】令和6年2月1日（木）～2月8日（木）

＜受付に関する注意事項＞

- 申請は受付期間内の消印があるものに限り、受付期間を越えた消印があるものは申請無効となりますので、期間をよくご確認のうえ、余裕をもってお申込みください。
- 相談のうえ申請を希望する場合に限り、窓口での申請を受け付けます。
- 郵送遅延、宛先の誤り等、郵便事故の責任は負いかねます。郵送する際は簡易書留等、追跡ができる方法で郵送してください。
- 書類不備や不足等を申請期間内に訂正提出いただけない場合、利用調整ができない場合があります。提出前に不備、不足等がないか必ずご確認をお願いします。

3. 就労証明書の作成・提出における注意

保育の必要性の認定に用いる就労証明書等の書類について、令和3年10月1日より押印を省略して提出いただくことが可能になりました。

ただし、各証明書について就労先の事業者が無断で作成・改変を行った場合、就労先事業者の押印がなくても、刑法上の罪が成立する可能性がありますのでご注意ください。また、その場合は申請内容に虚偽があるものとして、給付認定や入園の取消しとなりますので、証明書は必ず就労先事業者が作成してください。なお、証明書の内容について、発行元の事業者[※]に電話確認等を行う場合があります。また、自営業(代表者)の方は、ご自身で記載し作成してください。

提出された就労証明書の内容で指数をつけますので、入園希望月の就労内容が記載された就労証明書をご提出ください。また就労証明書を提出の際は、就労日数や就労時間、就労実績等の記載内容に不備がないことを確認の上ご提出ください。なお、証明日より3か月以内のものをご提出ください。

1	変更点
2	4月申請
3	証明書の注意
4	保育施設の種類
5	保育施設の廃園
6	保育認定
7	留意点
8	申請日程
9	手続・入園方法
10	結果調整
11	入園後の注意点
12	保育料
13	その他
14	Q & A

4. 市役所で入園申請する保育施設

市役所で入園申請を受け付けしている保育施設は、以下のとおりです。

- ※ **幼稚園及び認定こども園（教育部分）の入園申請は、原則として各施設での申請となります。**
詳しくは各施設にて確認してください。

名称	特徴	
認可保育園 (保育所)	就労などのため、家庭で保育ができない保護者に代わって保育を行う施設（定員20名以上）です。	
認定こども園 (保育部分)	幼稚園と保育園の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。教育・保育を一緒に受けます。 (市役所での入園申請は原則として保育部分のみとなります。)	
地域型 保育事業	小規模保育	少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。
	家庭的保育 (保育ママ)	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行います。

- ※ ここでは市内にある保育施設の類型のみ、掲載しています。

5. 狭山保育園の段階的な廃園について

狭山保育園は、令和4年度から令和8年度にかけ、毎年度最小年齢クラスの受入れを停止していき、現在在園している最小年齢児(令和6年度3歳児クラス)が卒園となる令和8年度末をもって廃園とする段階的廃園を進めております。そのため、令和6年度に狭山保育園への入園・転園申請をされる場合3歳児クラスから5歳児クラスまでの児童が対象となります。

年度\クラス年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
令和6年度	受入停止			保育の実施・新規受入可		
令和7年度	受入停止				保育の実施・新規受入可	
令和8年度	受入停止					保育の実施・ 新規受入可

6. 保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）

保育施設の利用をご希望の場合、「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。
 なお、教育・保育給付認定は、保育施設の利用申請時に提出される書類に基づき、市が認定します。

（1）教育・保育給付認定区分

教育・保育給付認定は、保育の必要性や年齢によって3つの区分の認定に割り振られます。

認定区分	対象年齢	対象世帯	利用できる保育施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳	教育を希望する世帯	幼稚園・認定こども園（教育部分）
2号認定 (保育認定)	以上	「保育を必要とする理由」に該当する世帯	認可保育園・認定こども園（保育部分）・ 小規模保育・家庭的保育
3号認定 (保育認定)	満3歳 未満	「保育を必要とする理由」に該当する世帯	

（2）保育を必要とする理由

保育施設を利用する場合、保護者の方がお子さんの保育を必要とする理由が次の①～⑨までのいずれかの事項に該当していなければなりません。

- ① 1か月あたり48時間以上就労している場合
- ② 妊娠・出産の場合
- ③ 疾病の場合（疾病のため入院、通院、居宅内療養をしている場合）
- ④ 障害の場合（身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～4度の障害を有する場合）
- ⑤ 介護等の場合（介護を要する又は長期入院等をしている親族の介護をしている場合）
- ⑥ 災害の復旧にあたっている場合
- ⑦ 求職活動の場合
- ⑧ 就学等の場合（1か月あたり48時間以上の就学又は就労の技能取得を常態としている場合）
- ⑨ 育児休業の場合（育児休業取得時に既に保育施設に入園している児童がいて継続利用が必要である場合）

※ 幼児教育や集団生活を体験させたい等の理由だけでは、入園の対象になりません。

（3）保育の利用時間及び利用期間・有効期間

保護者の方の保育を必要とする理由に応じて保育の利用時間・利用期間が異なります。

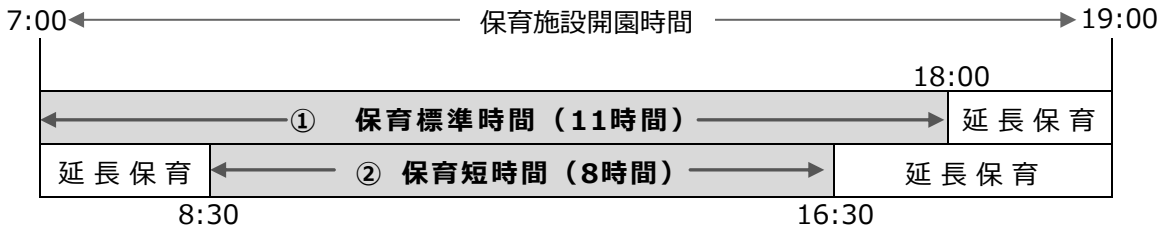
保育を必要とする理由		利用時間	利用期間・有効期間
労働の場合	1か月48時間以上120時間未満	保育短時間	小学校就学前まで
	1か月120時間以上の就労	保育標準時間	
妊娠・出産の場合		保育標準時間	出産予定月を挟んで前後2か月の合計5か月間 出産後に手続きした場合は、出産月の翌々月まで
疾病・障害の場合		状況に応じて	小学校就学前まで
介護の場合		状況に応じて	小学校就学前まで
災害の復旧の場合		保育標準時間	小学校就学前まで
就学の場合	1か月48時間以上120時間未満	保育短時間	就学終了まで
	1か月120時間以上	保育標準時間	
求職活動の場合		保育短時間	原則として30日、最長でも60日を経過する日の属する月の末日まで
育児休業の場合		保育短時間	事業主が証明する育児休業終了日の属する月の末日まで

1	変更点
2	4月申請
3	証明書の注意
4	保育施設の種類の廃園
5	保育施設の廃園
6	保育認定
7	留意点
8	申請日程
9	手続方法
10	利用結果調整
11	入園後の注意
12	保育料
13	その他の
14	Q & A

<利用時間について>

- ・ 保育を必要とする理由に応じて、保育の利用時間が2区分に分かれます。
 - ① 保育標準時間…1日最長11時間利用可能
 - ② 保育短時間…1日最長8時間利用可能
- ・ 保育標準時間・保育短時間とも、保育施設ごとに開始・終了時間が決まっています。各保育施設の時間設定については、市内保育施設一覧（P40～41 参照）をご確認ください。

(例) ①保育標準時間は7:00～18:00 ②保育短時間は8:30～16:30



- ・ 保育施設でお子さんをお預かりする時間は、原則として、保護者が就労等により保育にあたれない時間のみとなります（買い物や食事の準備等の時間は含まれません）。認定された利用時間に関わらず、保護者のいずれかが保育が可能な時間は家庭で保育をしてください。
- ・ 障害のあるお子さんにつきましては、障害の程度等により、お子さんをお預かりできる時間が短くなる可能性があります。
- ・ 保育標準時間に該当する方が、保育短時間を希望することは可能です。
- ・ 保育短時間に該当する方を、状況により保育標準時間として認める場合は以下のとおりです。
 - ① 1か月120時間を満たしていないが、1日の就労時間が8時間以上となるような就労を常態とする場合
 - ② 1日8時間未満だが、就労時間帯との関係から常態として利用時間帯を超えて保育施設を利用せざるを得ない場合
 - ③ シフト制等の就労体系の方で、主としている就労時間のうち最も早い就労開始時刻と最も遅い就労終了時刻の差が8時間以上ある場合
 - ④ 通勤時間等により、利用時間が保育短時間の開始時間または終了時間を常態として越える場合
- ・ 保育標準時間・保育短時間を越えて利用される場合は、別途延長保育料がかかります。

<利用期間・有効期間について>

保育の利用期間・有効期間終了後も、引き続き保育施設を利用したい場合は、期間が満了する月の末日までに、変更申出書及び保育を必要とする理由が確認できる書類（就労証明書等）の提出が必要となります。

※ 3号認定の場合、有効期間は誕生日の前日までになります。満3歳の誕生日を迎えられたら、有効期間は自動的に保護者の方の保育を必要とする理由に応じて延長されます。

(4) 注意事項等

- ・ 申請後や入園後に提出書類の内容に変更が生じた場合は、速やかに届出してください。
- ・ 保育施設の利用申請をされた方には、後日入園の可否に関わらず「保育給付認定通知書」をお送りします。なお、保育給付認定は、教育・保育の必要性を認めるものであり、入園の決定をあらわすものではありませんので、ご注意ください。
- ・ 希望された方のみ、「保育給付認定証」を発行し、お送りします。

7. 入園・転園申請の留意点

(1) ※重要 申請前の確認事項

- 各保育施設では、それぞれ特徴を活かした保育を行っています。入園決定後（入園後）に、「雰囲気違った」「開園時間が合わなかった」「遠くて通いきれない」とならないよう、**申請前に必ず希望する保育施設を見学し**、保育に対する考え方や通園にあたっての利便性が、ご自身と合っているかご確認ください。
- 日常の保育については、お子さんの安全を守るため、十分に配慮し保育します。お子さん同士が接する中で、思いがけずケガをしたり、させたりする場合があります。入園後には、このようなことが起こり得ることをご理解いただいたうえで、申請をお願いします。
- 保育施設は、保護者の方と一緒にお子さんを保育していきます。より良い保育の行い、また保育施設を運営するために、保護者の方は施設の決まりを十分にご理解いただいたうえで、ご協力をお願いします。
- 保育施設は、お子さんが集団で生活する場です。感染症から自分のお子さんや周りのお子さんを守る為、お子さんに発熱や咳等の症状がみられるときは、登園を控えてください。保育施設で行われる感染症拡大防止のための措置等について、ご理解とご協力をお願いします。また、入園前に予防接種状況の確認をお願いします。

■ 障害や疾病のあるお子さんや特別な配慮が必要なお子さん

- 入園を希望される場合は、事前に必ず保育課及び希望保育施設へご相談ください。**
- 障害等で特別な配慮が必要なお子さんの受け入れは、各保育施設により異なりますが、多くは「障害の程度が比較的軽く、集団生活が可能な程度」が条件となり、障害の程度、クラスの状況、保育士・看護師の配置などにより、受け入れができない場合やお子さんをお預かりできる時間が短くなる場合があります。
- より良い保育を利用していただくため、**必ず事前にお子さんと一緒にすべての希望保育施設へ見学に行き、お子さんの障害の状態や、対応可能かどうかについてご相談ください。**
- 保育施設へ申請する際には、医師の診断書等が必要になります。診断書等には、①病名②症状③集団保育の可否④医療行為の有無（有りの場合は医療行為の内容）⑤保育にあたっての注意事項を記載してもらおうよう依頼してください。
- 保育課へのご相談や希望する保育施設への対応の可否の確認、また診断書の提出等がない場合、内定が出て入園できない場合がございます。**

■ 食物アレルギーにより制限される食物があるお子さん

- 入園を希望される場合は、事前に必ず希望保育施設へご相談ください。**
- 食物アレルギーなどにより制限される食物がある場合は、基本的に除去食や代替食の対応をしていますが、対応状況は保育施設によって異なりますので、**必ず事前に希望保育施設へご確認ください。**また、保育施設入園案内（施設紹介編）に、各保育施設のアレルギー対応欄に記載がありますので、参考にご覧ください。
- また、アレルギーの症状が強いお子さんは、保育施設によっては受け入れができない場合もありますので、**対応可能かどうか必ず事前に希望保育施設へご相談ください。**事前に保育施設への相談がなされなかった場合、内定が出て入園できない場合があります。

1
変更点

2
4
月
申
請

3
成
証
の
明
書
注
意
作

4
の
保
育
種
類
施
設

5
の
保
育
施
設
の
廃
園

6
保
育
認
定

7
留
意
点

8
申
請
日
程

9
手
入
統
園
方
転
園

10
・
利
結
用
果
調
整

11
注
入
意
園
点
後
の

12
保
育
料

13
サ
ソ
の
ビ
他
ス
の

14
Q
&
A

1 変更点
2 4月申請
3 証明書の注意
4 保育施設の種類
5 保育施設の廃園
6 保育認定
7 留意点
8 申請日程
9 入園方法
10 利用調整の結果
11 入園後の注意点
12 保育料
13 その他
14 Q & A

(2) クラス及び入園可能年齢

クラス早見表

クラス	該当生年月日
0歳児クラス	令和 5(2023)年4月2日 ~
1歳児クラス	令和 4(2022)年4月2日 ~ 令和 5(2023)年4月1日
2歳児クラス	令和 3(2021)年4月2日 ~ 令和 4(2022)年4月1日
3歳児クラス	令和 2(2020)年4月2日 ~ 令和 3(2021)年4月1日
4歳児クラス	平成31(2019)年4月2日 ~ 令和 2(2020)年4月1日
5歳児クラス	平成30(2018)年4月2日 ~ 平成31(2019)年4月1日

入園月別入園可能生年月日

入園月	生後57日から受け入れの保育施設	満6か月から受け入れの保育施設 (こども学園)
4月	令和6(2024)年2月4日生まで	令和5(2023)年10月2日生まで
5月	3月5日生まで	11月2日生まで
6月	4月5日生まで	12月2日生まで
7月	5月5日生まで	令和6(2024)年1月2日生まで
8月	6月5日生まで	2月2日生まで
9月	7月6日生まで	3月2日生まで
10月	8月5日生まで	4月2日生まで
11月	9月5日生まで	5月2日生まで
12月	10月5日生まで	6月2日生まで
1月	11月5日生まで	7月2日生まで
2月	12月6日生まで	8月2日生まで
3月	令和7(2025)年1月3日生まで	9月2日生まで

■ 0歳児のお子さんの申請について

0歳児は、保育施設によって受入月齢が異なります。入園月に受入月齢の条件を満たせない保育施設の申請をすることはできません。希望保育施設の受入月齢と入園月別入園可能生年月日をご確認のうえ申請ください。

(例) 令和6年1月1日生まれの場合

- ・ 4月入園では、産休明けから受け入れの保育施設のみ希望。
- ・ 7月入園より6か月から受け入れの保育施設が希望可能。
→ 7月入園申請期間中に希望保育施設の追加手続き。

万一、受入月齢を満たしていない保育施設を申請された場合には、その保育施設への希望は無効とし、希望保育施設から除外します。後日、受入月齢を満たしたとしても、その保育施設が利用調整されることはありません。必ず、受入月齢を満たす入園月の申請期間中に希望施設の追加手続きをしてください。

■ 出産前のお子さんの申請について

4月入園の場合、出産前であっても入園可能生年月日を目安に、申請していただくことは可能です。(母子健康手帳で出産予定日を確認させていただきます。)

ただし、入園が内定したとしても、入園可能生年月日より1日でも後に出生した場合には、入園することはできませんので、内定は取り消しとなります。

また出生後、お子さんの健康状況や集団生活の可否についてお伺いします。状態によっては受け入れができない場合もあります。

なお、申請の際には、申請書のお子さんに関する事項は未記入でご提出ください。後日、市民課での出生手続きが終わりましたら、保育課窓口で申請書の未記入欄を記入してください。

(3) 育児休業を取得している場合

育児休業とは「育児休業、介護休業等育児又は家庭介護を行う労働者の福祉に関する法律」第2条第1号に基づく育児休業及び、育児休業と同様の休業で事業主が証明をした育児休業をいいます。育児休業を取得されている方は、**育児休業が終了する日の属する月の入園から申請をすることができます**。原則として、育児休業取得中は入園・転園の申請をすることはできませんが、保育施設入園となった場合、育児休業を終了または短縮して、**入園月の翌月1日までに職場に復帰することを条件**として、育児休業中であっても申請をすることができます。

重要

育児休業中の方が新規入園・転園の申請をし、入園できた場合には、**入園月の翌月1日までに元の就労先に復職をする必要があります**。

⇒ 入園後、期限内に元の就労先で復職をしたのか確認をするため、復職後20日以内に「復職証明書」をご提出ください。書式は市指定のもので、ホームページからダウンロードするか保育課窓口での配布となります。

<注意事項>

次の場合、原則、入園取消や退園になります。

- ・ **元の就労先へ復職せずに転職・退職した場合**
(元の就労先へ復職することを前提に利用調整(選考)の指数をつけます。転職して同じ就労条件で働く場合であっても、同じ指数にはなりません。)
- ・ **入園月の翌月1日までに復職していない場合**
- ・ **申請書類と異なる就労日数・時間で復職した場合**
- ・ **復職証明書が期限内に提出されない場合**

(4) 転園を希望される場合

- ・ 転園も新規入園と同じ日程・書類で申請受付します。
- ・ 転園が内定した場合、**当該月をもって転園前の保育施設には在籍できなくなります**。内定を取り消して転園前の保育施設へ通うことはできませんので、ご注意ください。
- ・ 転園する必要がなくなった場合には、直ちに保育課窓口で転園申請の取下げ手続きをしてください。申請受付期間の締切日までに届出された内容で利用調整(選考)を行いますので、締切日を過ぎて取り下げの手続きをされた場合には、その月は利用調整に取り下げが反映できません。

(5) 東大和市民で市外の保育施設に入園を希望される場合

- ・ 市区町村ごとに受付期間や必要書類、申請条件、申請方法等が異なります。事前に保育施設が所在する市区町村にご確認ください。
- ・ 市外の保育施設に入園を希望される場合でも、申請の受付場所は東大和市保育課(1階6番窓口)となります。また、提出書類は東大和市の書式で提出していただきます。(転出予定がある場合を除く)
- ・ 提出された書類は、東大和市から、入園を希望する保育施設が所在する市区町村に送付します。希望する保育施設が所在する市区町村の申請締切日をご確認のうえ、余裕を持って申請をしてください。(締切日の1週間前を目安に申請をしてください。)
- ・ 転出予定で申請された場合、市民課で転出手続きをされた後に保育課窓口へお寄りください。保育給付認定を取り下げるお手続きが必要です。また、入園の可否に関わらず、転出後には転出先の市区町村の保育担当課で改めて保育給付認定の申請等が必要です。

1	変更点
2	4月申請
3	証明書の注意
4	保育施設の種類
5	保育施設の廃園
6	保育認定
7	留意点
8	申請日程
9	入園方法
10	利用結果調整
11	入園後の注意
12	保育料
13	その他
14	Q & A

1	変更点
2	4月申請
3	証明書の注意
4	保育施設の種類
5	保育施設の廃園
6	保育認定
7	留意点
8	申請日程
9	入園方法
10	利用結果調整
11	入園後の注意点
12	保育料
13	その他
14	Q & A

(6) 市外在住で東大和市の保育施設に入園を希望される場合

- 市外在住の方については、下の表のとおり受付を制限させていただきます。

	認可保育園・小規模保育・家庭的保育		認定こども園
年齢	0～3歳児クラス	4～5歳児クラス	0～5歳児クラス
申請条件	申請不可能	東大和市内で就労している方のみ申請可能（4月二次以降）	申請可能（4月二次以降） ※3～5歳児クラスは先行申請可能

- 受付窓口はお住まいの市区町村となります(先行申請(P10)を除く)。提出された書類は東大和市に送付されます。書類は東大和市の申請締切日必着ですので、余裕を持って申請してください。
- 必要書類（P14～16参照）は、現在お住まいの市区町村の書式で揃えてください。
- 利用調整は、東大和市民の方を優先いたします。

■ 東大和市へ転入予定がある場合

- 入園申請の段階では市外在住であっても、入園希望月の1日までの間に市内に転入される場合は、東大和市民とみなします。現在お住まいの市区町村で入園申請される際には、必ず「転入誓約書」と併せて「売買契約書」、「賃貸契約書」など、転入先の住所や転入予定日のわかる書類のコピーを添付してください。転入誓約書は東大和市のホームページからダウンロードできます。
- 東大和市の書式に必要な申請書類を提出してください。（P14～16参照）
- 転入後、入園の可否に関わらず、東大和市役所市民課および保育課において転入手続きを行ってください。お手続きが行われない場合は、内定していた場合であっても、入園取消となりますので、ご注意ください。

(7) 市内保育施設の空き状況

市内保育施設の空き状況については、申請受付期間中に市役所保育課窓口にあるホワイトボード、市のホームページで確認ができます。ホームページについては若干遅れて掲載されます。

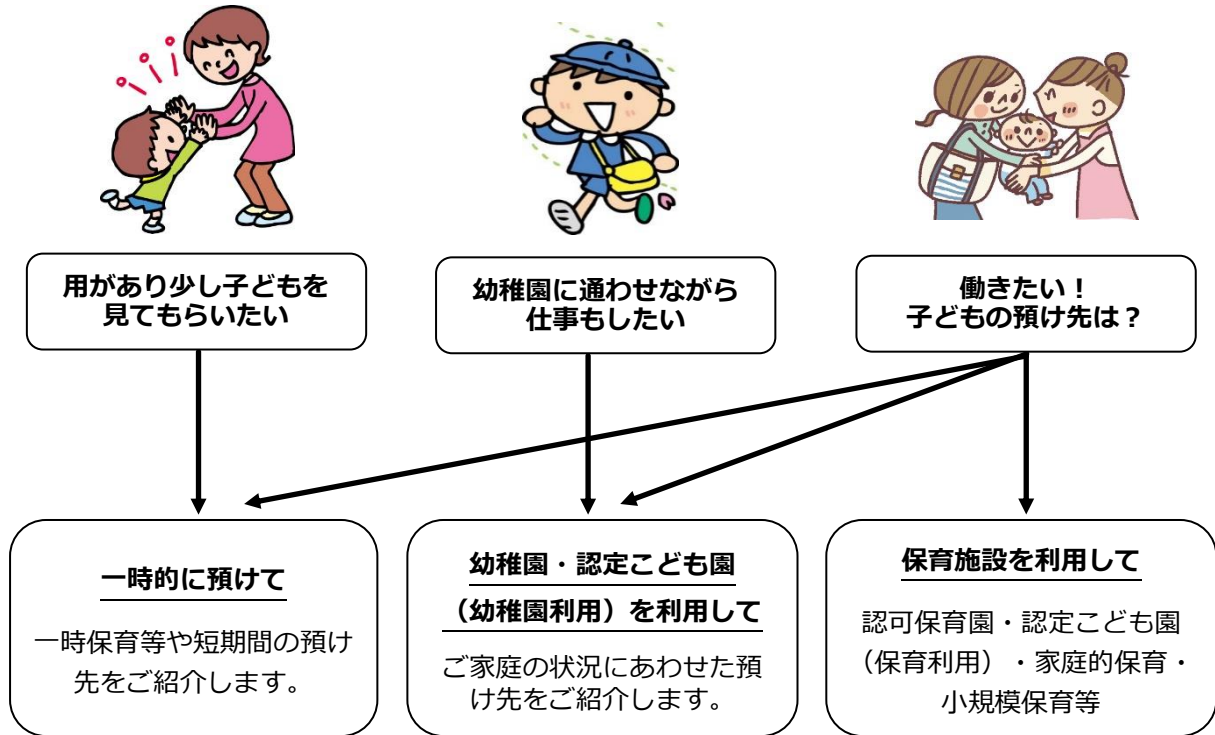


- ホワイトボードやホームページへ掲載している空き状況は、申請期間月の1日時点の状況です。その後の退園や転園によって、**空きがないと表示されている保育施設であっても、利用調整で空きが生じる可能性があります。**申請書に希望保育施設を記入する際には、空き状況は参考程度にとどめ、必ず入りたい順番・通える範囲内でご記入ください。
- 市外の保育施設の空き状況については、各市区町村に直接お問い合わせください。

(8) 保育コンシェルジュ

保育コンシェルジュは、保育を必要とする皆さんの専門相談員です。預け先選びに迷ったり、ご事情がある場合など、保育コンシェルジュにご相談ください。

お子さんの預け先や様々な保育サービスなどの情報を丁寧にご案内します。また、子育て中の保護者を応援するため、お話をうかがいながらお子さんにあった預け先を一緒に考えていきます。



お子さんの預け先などお気軽にお問い合わせください。
 保育コンシェルジュは不在にすることもありますので、来庁相談は事前に電話等での予約をお勧めします。相談・受付時間 月～金 午前8時30分～午後5時
 (土曜日は前週の金曜日までに予約をお願いします。 午前8時30分～正午)

【問合せ先】市役所 保育課 保育コンシェルジュ 電話 042-563-2111 内線 1755

1	変更点
2	4月申請
3	証明書の注意
4	保育施設の種類
5	保育施設の廃園
6	保育認定
7	留意点
8	申請日程
9	入園手続方法
10	利用結果
11	入園後の注意点
12	保育料
13	その他
14	Q & A

1	変更点
2	4月申請
3	証明書の注意
4	保育施設の種類
5	保育施設の廃園
6	保育認定
7	留意点
8	申請日程
9	入園方法
10	利用結果調整
11	入園後の注意
12	保育料
13	その他
14	Q & A

8. 入園・転園申請のながれ（日程）

- ・ 保育施設を見学するなどして、希望の保育施設を選択してください。
- ・ 申請に必要な書類(P14～16参照)を用意し、不備がないことを確認の上、入園希望月の受付期間内に市役所に提出してください。（認定こども園の先行申請除く）
- ・ 書類不備等があった場合、利用調整ができない場合があります。
- ・ 入園・転園申請の段階では市民であっても、入園希望月の1日までの間に市外に転出する場合は、市外在住とみなします。入園月の1日に東大和市に在住していない場合は、保育施設への入園が承諾された場合でも、入園が取り消しとなることがありますのでご注意ください。
- ・ 原則として、入園の取り下げは認められません。

（1）【4月入園】認定こども園の先行申請

〈申請条件〉 **第1希望が市内認定こども園である3～5歳児クラスの方（2号認定）**

- ・ 利用調整するのは、第1希望の認定こども園のみです。
- ・ 複数の認定こども園に申請書を提出することはできません。

先行申請受付

- ・ 受付場所：各認定こども園
 - ※ 市外の方も書類の受付場所及び受付期間は各認定こども園になります。
 - ※ 市役所での受け付けはできません。
- ・ 受付期間：各認定こども園が設定した期間（令和5年11月1日までの間）

認定こども園先行利用調整（令和5年11月中旬）

結果の送付：令和5年11月17日頃発送予定（お手元に通知が届くまでには数日かかります）

利用が決定した場合

- ・ 利用可の「利用調整結果通知書」及び「保育給付認定通知書」を送付。

利用が決定しなかった場合

- ・ 利用不可の「利用調整結果通知書」及び「保育給付認定通知書」を送付。

利用が決定した場合

決定保育施設との面談等を受けていただき、契約を締結

利用が決定しなかった場合

自動的に一次利用調整へ
（他市民の方は二次利用調整へ）

- ※ 変更がある場合は、速やかに届出てください。

(2) 【4月入園】入園・転園の一次・二次申請

※認可保育園、認定こども園(先行申請以外)、小規模保育、家庭的保育はこちらの一次申請から受け付けます。

一次申請受付

- ・受付期間：令和5年11月1日(水)～令和5年11月15日(水) ※期間内の消印があるものに限る
- ・郵送先：〒207-8585
東大和市中央3-930 東大和市 子ども未来部 保育課 保育・幼稚園係
※簡易書留等、追跡できる方法でご郵送ください

一次利用調整 (令和6年1月上旬)

一次申請 結果の送付：令和6年1月24日頃発送予定 (お手元に通知が届くまでには数日かかります)

利用が決定した場合

- ・認可保育園の場合は「承諾通知書」及び「保育給付認定通知書」を送付。
- ・認可保育園以外の保育施設は利用可の「利用調整結果通知書」及び「保育給付認定通知書」を送付。

利用が決定しなかった場合

- ・利用不可の「利用調整結果通知書」及び「保育給付認定通知書」を送付。

認可保育園の
利用が決定

決定保育施設との面談や
入園説明会等

認可保育園以外の保
育施設の利用が決定

決定保育施設との面談等
を受けていただき、契約を締結

利用が決定
しなかった場合

自動的に
二次利用調整へ

※ 変更がある場合
は、二次申請受
付期間内に届出
てください。

二次申請受付

- ・受付期間：令和6年2月1日(木)～令和6年2月8日(木)
- ・郵送先：〒207-8585 東大和市中央3-930
東大和市 子ども未来部 保育課 保育・幼稚園係
※簡易書留等、追跡できる方法でご郵送ください

二次利用調整 (令和6年2月下旬)

二次申請 結果の送付：令和6年2月29日頃発送予定 (お手元に通知が届くまでには数日かかります)

利用が決定した場合

- ・認可保育園の場合は「承諾通知書」及び「保育給付認定通知書」を送付。
- ・認可保育園以外の保育施設は利用可の「利用調整結果通知書」及び「保育給付認定通知書」を送付。

利用が決定しなかった場合

- ・利用不可の「利用調整結果通知書」及び「保育給付認定通知書」を送付。

認可保育園の
利用が決定

決定保育施設との面談や
入園説明会等

認可保育園以外の保
育施設の利用が決定

決定保育施設との面談等
を受けていただき、契約を締結

利用が決定
しなかった場合

待機児童となり、自動的に
5月の利用調整へ
※ 改めて申請していただく
必要はございません。

1	変更点
2	4月申請
3	証明書の注意
4	保育施設の種類
5	保育施設の廃園
6	保育認定
7	留意点
8	申請日程
9	入園方法
10	利用結果調整
11	入園後の注意点
12	保育料
13	その他の
14	Q & A

1 変更点
2 4月申請
3 成証の注意
4 の保育施設
5 の保育施設
6 保育認定
7 留意点
8 申請日程
9 手入続園方転法園
10 ・利用結果調整
11 注意園後の
12 保育料
13 サその他のス
14 Q & A

(3) 【5月入園以降】入園・転園の申請

申請受付

- ・受付期間：毎月1日～10日頃（下表のとおり）
- ・受付時間：8：30～17：00（日曜日・祝日を除く）
※土曜日に限り、8：30～12：00
- ・受付場所：市役所 保育課 保育・幼稚園係（1階6番窓口）

利用調整

結果の送付（毎月16日頃、お手元に通知が届くまでには数日かかります）

利用が決定した場合

- ・認可保育園の場合は「承諾通知書」及び「保育給付認定通知書」を送付。
- ・認可保育園以外の保育施設は利用可の「利用調整結果通知書」及び「保育給付認定通知書」を送付。

利用が決定しなかった場合

- ・利用不可の「利用調整結果通知書」及び「保育給付認定通知書」を送付。
- ※希望された方のみ、「保育給付認定証」を送付。

認可保育園の
利用が決定

認可保育園以外の保
育施設の利用が決定

利用が決定
しなかった場合

決定保育施設との面談や
入園説明会等

決定保育施設との面談等
を受けていただき、契約を締結

待機児童となり、自動的に
翌月の利用調整へ
※ 希望園の変更や、申請
の取下げがある場合は手続
が必要が必要です。（P23 参
照）

<5月以降の入園申請の受付期間>

入園月	受付期間	結果通知発送
5月入園	4月1日（月）～4月10日（水）	毎月16日前後に発送
6月入園	5月1日（水）～5月11日（土）	
7月入園	6月1日（土）～6月10日（月）	
8月入園	7月1日（月）～7月10日（水）	
9月入園	8月1日（木）～8月10日（土）	
10月入園	9月2日（月）～9月11日（水）	
11月入園	10月1日（火）～10月10日（木）	
12月入園	11月1日（金）～11月11日（月）	
1月入園	12月2日（月）～12月11日（水）	
2月入園	1月4日（土）～1月11日（土）	
3月入園	2月1日（土）～2月10日（月）	

- ※ 結果通知は、発送してからお手元に通知が届くまでには数日かかります。
- また、結果は先に保育施設にお伝えします。保育施設との面談日程等を調整する必要があるため、結果通知がお手元に届く前に保育施設より連絡がいく場合がありますのでご了承ください。

9. 入園・転園申請の手続き

(1) 申請の手続き方法・持ち物・注意点

■ 郵送申請（4月一次・二次申請）

必要書類一式（マイナンバー確認書類と本人確認ができる書類のコピーを忘れずに）を封筒に入れて下記住所までご郵送ください。

- ・ 受付期間を過ぎた消印の場合は申請無効となります。
- ・ 郵送遅延、宛先の誤り等、郵便事故の責任は負いかねます。簡易書留等追跡可能な方法で郵送してください。
- ・ 書類不備や不足等を申請期間内に訂正提出いただけない場合、利用調整ができない場合があります。提出前に不備、不足等がないか必ずご確認をお願いします。

送付先 〒207-8585 東大和市中央3-930
東大和市子ども未来部 保育課 保育・幼稚園係 行

- ・ 令和6年4月一次・二次申請後の変更申出書や希望園変更は窓口での対応となります。

■ 窓口申請（5月入園以降）

入園希望月の申請期間内に、必要書類を東大和市役所保育課(1階6番窓口)に提出してください。

- ・ 必要書類は、必ず入園希望月の申請期間内に提出してください。
- ・ 4月一次・二次申請を除き、郵送での申請は受け付けておりません。ご注意ください。
- ・ 申請は原則保護者本人が行ってください。代理人申請の場合は委任状が必要となります。

<お持ちいただくもの>

- ①必要書類一式（P14～16参照）
- ②母子健康手帳…入園申請するお子さんの健康状況を確認する場合がありますので、お持ちください。
- ③マイナンバー確認・本人確認が確認できるもの

■ 認定こども園の先行申請（P10参照）

マイナンバー確認書類と本人確認ができる書類のコピーを必要書類一式とともに封筒に入れて各認定こども園へ提出してください。

■ 各申請における注意点

- ・ 2人以上のお子さんの入園を申請する場合は、人数分の書類が必要です。「施設型給付費・地域型保育給付費教育・保育給付認定兼保育利用申請書」以外の書類はあらかじめコピー等をして、申請してください。（P14～16参照）
- ・ 提出いただいた書類が事実と異なる場合や入園時に状況が異なっていた場合は、入園取消や退園となることがあります。
- ・ 変更が生じた場合は、速やかにお手続きください。（P18参照）
- ・ 提出された書類を返却することはできません。
- ・ 利用調整は、締切日までに提出された書類によって行います。締切日後に提出された書類は、次の利用調整からの反映となりますので、ご注意ください。
- ・ 申請書類に不備等があった場合、保育課よりご連絡します。期限内に訂正いただけなかった場合は、利用調整ができないことがあります。余裕をもってお申込みください。また、申請書に記載された連絡先が間違っていた、連絡に気づかないことにより期限内に訂正等ができない場合、当市では責任を負いかねますのでご注意ください。

1
変更点

2
4
月
申
請

3
成
証
の
明
注
書
意
作

4
の
保
育
類
施
設

5
の
保
育
施
設
園

6
保
育
認
定

7
留
意
点

8
申
請
日
程

9
手
入
続
方
法
転
園

10
・
利
用
結
果
調
整

11
注
入
意
園
点
後
の

12
保
育
料

13
サ
ソ
の
ビ
他
ス
の

14
Q
&
A

1 変更点
2 4月申請
3 成証の明注意作
4 の保育施設
5 の保育施設
6 保育認定
7 留意点
8 申請日程
9 手入続園転法園
10 ・利用結果調整
11 注入园点後の
12 保育料
13 サそのビ他スの
14 Q & A

- 兄弟で申請する際の兄弟条件は、どちらかの兄弟の入園が決定し、申請児童が1人となった時点ではなくなります。条件3・条件4を希望されている場合は、片方の児童の入園が決定した際に希望園等の見直しをお願いします。
- 令和6年度4月及び令和5年度の入園・転園申請をした場合、令和5年度の入園内定が決まると、令和6年度4月申請は自動的に取り下げとなりますのでご注意ください。令和6年度4月の入園を優先したい場合、令和5年度申請の取り下げまたは令和5年度申請の希望園変更をしてください。
例) 令和6年度4月及び令和5年度の入園・転園申請をして、いずれも同様の希望園で第1希望～第8希望を申請。令和6年度4月申請では第3希望に内定し、令和5年度申請では2月に第8希望に内定した。しかし、令和5年度の内定園の希望順位が低いし、令和6年度4月に第3希望の園に入園できるならそちらを優先したいと考えている。
解説) この場合、令和5年度で入園内定したため、令和6年度4月の入園内定は自動的に取り下げとなります。令和6年度4月の第3希望園への入園を優先したい場合、令和5年度入園内定が決まる前に令和5年度申請を取り下げるか、令和5年度申請において希望園を令和6年度4月の第1～第3希望園だけに絞るなどの変更をする必要があります。

(2) 申請に必要な書類

① 施設型給付費・地域型保育給付費教育・保育給付認定兼保育利用申請書

② 同意書／重要事項確認書

同意書には、住民票の記載にかかわらず、同一住所に居住している18歳以上の人全員（同住所別世帯員も含む）がそれぞれ署名してください。また、保護者のどちらかが、単身赴任等で別居している場合についても、署名してください。

③ マイナンバー（個人番号）申告書

④ マイナンバー（個人番号）確認書類・本人確認書類

- 申請保護者のうち、父母のいずれか一方の「マイナンバー（個人番号）確認書類」及び「本人確認書類」が必要です。
- 郵送で提出する場合は、コピーを添付してください。窓口申請の場合は提示してください。

確認事項	必要書類	
個人番号確認 ※いずれか一点	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号カード 通知カード（最新の情報が記載されたものに限る） 個人番号が記載された住民票 住民票記載事項証明書 	
本人確認 ※一点または二点	一点で可（顔写真付き身分証）	二点必要（顔写真なし身分証）
	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号カード 運転免許証 パスポート 身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 愛の手帳（療育手帳） 在留カードまたは特別永住者証明書 住民基本台帳カード その他官公署発行の写真付き身分証明書で氏名、生年月日又は住所の記載があるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険被保険者証※ （被保険者等記号・番号を消す） 年金手帳 児童扶養手当証書 特別児童扶養手当証書 介護保険被保険者証 その他官公署からの発行書類で氏名、生年月日又は住所の記載があるもの

※健康保険被保険者証を本人確認書類として提出する場合は、被保険者等記号・番号が確認できない状態（マスク等）でコピーしてください。

⑤ 保育を必要とする理由が確認できる書類

保護者（父母）2人分の書類が必要です。なお、3か月以内の日付のものをご用意ください。

また、保育を必要とする理由は、入園時点での状況で利用調整いたしますので、入園時点での保育を必要とする理由が確認できる書類を提出してください。（内定中の方や就労内容の変更予定のある方はご注意ください。保育施設に内定後、実際にお子さんが保育施設に通い始める前（入所月の1日を迎える前）に、①転職、派遣先や職種の変更、部署移動等により就労時間や日数が少なくなった場合や、②保育を必要とする理由が変わった場合等、入園時の状況が利用調整した際の書類と異なる場合は、入園取消や退園になる場合があります。）

また、提出時の確認で書類に不足があった場合については、受付が出来ませんのでご注意ください。必ず事前確認をお願いします。

保育を必要とする理由		提出書類	
労働 ※1	会社に就労	就労証明書 ※2※3（入園希望月時点の契約内容が記載されたもの）	
	自営業 (代表者)	(1)就労証明書 ※2※3 (2)就労状況を証明できるものの写し一部 例：開業届、登記簿謄本、最新の確定申告書等。 その他、会社のホームページの写し等で会社名及び代表者名が確認できるもの	(1)(2)それぞれの提出が必要です
	自営業 (親族が代表者の会社に就労している)	(1)就労証明書 ※2※3 (2)就労状況を証明できるものの写し一部 例：専従者の欄に名前が記載されている確定申告書・ 収支内訳書・決算書、本人の源泉徴収票等	
妊娠・出産		出産されるお子さんの母子健康手帳 (表紙及び分娩予定日のわかるページのコピー)	
疾病		医師の診断書等(お子さんの保育ができないことがわかるもの)	
障害		身体障害者手帳又は愛の手帳のコピー	
介護等	同居	介護を必要とする親族に係る医師の診断書等	
	別居	介護を必要とする親族に係る医師の診断書等及び要介護3～5であることが確認できる書類	
災害復旧		罹災証明書等	
ひとり親	離婚・未婚	戸籍（全部事項証明） ※4	
	離婚調停中	離婚調停・離婚裁判関係書類のコピー及びひとり親であることの申立書	
就学等		在学証明書等及び時間割のわかる書類 ※5	
求職活動		求職活動申告書	

- ※1 複数の就労先で就労している場合は、「就労スケジュール表」(本人記入)の提出が必要です。
- ※2 就労証明書は保護者本人ではなく、就労先事業者等が作成してください。自営業(代表者)の場合は、代表者本人が記載の上、作成してください。証明書の内容について無断で作成又は改変を行ったときは、刑法上の罪に問われる場合があります。
- ※3 現在育児休業取得中の場合は、「育児休業の延長について」の提出が必要です。また、育児休業から復職する場合、就労先に内定中で入園決定月から就労する場合のいずれにおいても、復職をする又は就労開始をする前提での就労内容(日数、時間)で指数付けします。申請時の就労内容と異なる就労内容で復職をした場合又は就労した場合、入園取消や退園となる場合があります。
- ※4 未婚かつ未成年の場合は、入園申請に対する祖父母の同意書も必要です。②同意書/重要事項確認書とは別の様式になる為、該当される方は保育課へお問い合わせください。
- ※5 就学予定の場合は、在学証明書の代わりに合格通知書のコピーなどを提出してください。後日、就学が開始となりましたら、必ず在学証明書を提出してください。

1	変更点
2	4月申請
3	証明書の注意
4	保育施設の種類
5	保育施設の廃園
6	保育認定
7	留意点
8	申請日程
9	入園・転園・退園
10	利用結果
11	入園後の注意
12	保育料
13	その他
14	Q&A

1	変更点
2	4月申請
3	証明書の注意
4	保育施設の種類
5	保育施設の廃園
6	保育認定
7	留意点
8	申請日程
9	手続方法
10	利用結果
11	注意点
12	保育料
13	その他
14	Q & A

⑥ その他の必要な書類

要件	提出書類
お子さんに障害がある場合 ※ 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病名・症状・集団保育が可能であること・医療行為の有無・保育にあたっての注意事項等が書かれた医師の診断書等（3か月以内の日付のもの） ・ 愛の手帳のコピー（省略不可） ・ 身体障害者手帳のコピー（マイナンバーの導入により、情報連携可能のため省略可）
障害者と同居している場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 愛の手帳のコピー（省略不可） ・ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、障害基礎年金の証書のコピー（マイナンバーの導入により、情報連携可能のため省略可）
お子さんに疾病（手術後の経過観察も含む）や、 発育・発達に気になることがある場合 ※ 1	<p>病名・症状・集団保育が可能であること・医療行為の有無・保育にあたっての注意事項等が書かれた医師の診断書等（3か月以内の日付のもの）</p> <p>※ 以下の場合は、医師の診断書等は不要です。 → 喘息・水いぼ・アトピー性皮膚炎・乳児湿しん・皮膚のかゆみ・血管腫のうち手足のあざ程度のもの・便秘症・熱性けいれん ただし、後日保育施設から医師の診断書等の提出を求められる場合があります。</p>
他市区町村から市内に転入してくる場合	転入誓約書及び売買契約書や賃貸契約書など転入日がわかる書類（契約者名、転居日、転入住所などの記載があり、契約をしたことが分かる書類のコピー）
育児休業取得中に申し込まれる場合	育児休業の延長について
海外に在住していた場合 ※ 2	海外収入にかかる申告書兼証明書 ※勤務先発行の給与証明等、収入を証明する書類があれば添付してください。なお、日本語以外で書かれた証明書の場合には、必ず翻訳文を添付してください。

※ 1 医師の診断書等により集団保育が可能であることが確認できなければ、保育施設の申請をすることが出来ません。

※ 2 海外収入申告対象世帯は、4月～8月の入園を申請する世帯は令和5年度と令和6年度の両方を、9月～3月の入園を申請する世帯は令和6年度のみ提出する必要があります。

申請に必要な書類のダウンロードについて

「施設型給付費・地域型教育・保育給付費保育給付認定兼保育利用申請書」などの申請に必要な用紙は、ホームページ (<https://www.city.higashiyamato.lg.jp>) からダウンロードできますのでご利用ください。



～ 参考 ～ 申請書に保育施設の希望を記入する際のポイント

通える範囲内で、できる限り多くの保育施設を希望する

利用調整（選考）は、指数の高いお子さんから順番に、そのお子さんの第1希望、第2希望、第3希望...と希望の上位から順に入園可能かを確認していき、終了したら次のお子さんへと移ります。

「1園希望の方が入りやすい」「たくさん書くと空きが多い保育施設にされてしまう」ということは一切ありません。また、フルタイムでの就労世帯が増えていますので、フルタイムでの就労だからといって必ずしも希望上位の保育施設に入れるとも限りません。

できる限り多くの保育施設を記入しておく方が、どこかの保育施設に入園できる可能性が広がります。ただし、入園内定後に「やっぱり通えない」とならないよう、注意してください。

空き状況に関わらず、入園したい順番に記入する

空きがない保育施設であっても、退園や転園によって空きができるかもしれません。また、入園ができなかった場合でも、入園できるまでは令和7年3月入園まで毎月、利用調整を行います。

空き状況は毎月変動しますので、空き状況に関わらず、入園したい順番に記入してください。

きょうだいで同時に申請をする場合、入園条件をよく検討する

申請書にある「きょうだいで同時に申請をする場合の入園条件」については、選択した条件を満たさない限り利用することができません。

きょうだいで同じ保育施設に入園できない場合がありますので、ご家庭の状況を考慮したうえで、別々の保育施設でも通えないか等を検討してみてください。

例えば、第7希望まで記入した保育施設のうち、同じ保育施設に入園できなかった場合でも、第1希望から第3希望までの保育施設なら別々でも通えるということであれば、申請書の「4 その他」にチェックをし、「①同時同一②第1～第3希望の園なら別々可③1人だけ入園は不可」のように指定することも可能です。条件の書き方が分からない場合などは、保育課へご相談ください。

1
変更点

2
4
月
申
請

3
成
証
の
明
注
書
意
作

4
の
保
育
類
施
設

5
の
保
育
施
設
の
廃
園

6
保
育
認
定

7
留
意
点

8
申
請
日
程

9
手
入
統
方
法
法
園

10
・
利
用
結
果
調
整

11
注
入
意
園
点
後
の

12
保
育
料

13
サ
ソ
の
ビ
他
ス
の

14
Q
&
A

(3) 申請後の変更・取下げ

入園申請後に次のような変更等があった場合には、保育課窓口でお手続きください。

なお、変更事項については、その月の申請受付期間の締切日までに提出された書類が利用調整（選考）に反映します。締切日後に提出された書類は、次の利用調整からの反映となります。

※ 保育施設に入園した後も、変更が生じた場合には同様にお手続きが必要です

	変更等の内容	必要書類
1	転職・就職が決まった場合	・ 変更申出書
2	就労日数・時間等が変わった場合	・ 就労証明書
3	育児休業を取得・延長した場合	・ 変更申出書 ・ 就労証明書
4	仕事を辞めた場合	・ 変更申出書 ・ 新しい「保育を必要とする理由」が確認できる書類 (P15の⑤参照)
5	東大和市内の別住所に転居した場合	・ 変更申出書
6	氏名が変わった場合	
7	家族構成が変わった場合 (婚姻、離婚など)	・ 変更申出書 ・ 離婚の場合、戸籍(全部事項証明)、離婚受理証明(戸籍を準備できない場合) ・ 婚姻の場合、配偶者となった方の同意書・「保育を必要とする理由」が確認できる書類・マイナンバー(個人番号)申告書 (P14～16の②③④⑤参照) ※ 変更内容によっては、その他の書類が必要になる場合があります。
8	希望保育施設の変更・追加・希望順位の変更	・ 希望保育所等変更申出書
9	入園・転園の取下げをする場合	・ 取下届 ※ 保護者双方の退園の意思が確認できない場合、取下届が受理できない場合があります。
10	市外へ転出する場合	
11	お子さんの健康状況に変更があった場合	・ 場合により診断書等 (P16の⑥参照) ※ お子さんの障害や疾病、発達の課題については、診断書等の提出が必要になる場合があります。必ず希望保育施設へご相談ください。
12	同居の方が障害等になった場合	・ 愛の手帳のコピー (省略不可) ・ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、障害基礎年金の証書のコピー (マイナンバーの導入により、情報連携可能のため省略可) ※ 保育料が減額、または給食費が免除となる場合があります。(P29～30参照)

10. 利用調整・結果

(1) 利用調整方法

入園・転園申請の提出書類の内容をもとに、「保育の利用基準表」に当てはめ、指数化します。

- ① 保護者（父母）それぞれの「保育を必要とする理由」について、2人分の指数を合計したものが、その世帯の「基準指数」になります。また、基準指数とは別に、世帯の状況によって「調整指数」をつけます。
- ② 基準指数等の高い世帯から順に利用調整を行い、入園・転園の可否を決定します。基準指数が並んだ場合、調整指数を、調整指数が並んだ場合、優先順位で判断します。指数が高くても、希望保育施設に空きがない場合は入園・転園することができません。
- ③ 入園申請の方と転園申請の方で指数が並んだ場合、入園の方を優先します。ただし、4月入園は、入園も転園も同等に利用調整します。

<保育の利用基準表>

類型		保護者の状況		基準指数
		細目		
労働	週5日以上	1 箇月、160 時間以上の就労を常態とする場合		50
		1 箇月、140 時間以上 160 時間未満の就労を常態とする場合		49
		1 箇月、120 時間以上 140 時間未満の就労を常態とする場合		47
		1 箇月、100 時間以上 120 時間未満の就労を常態とする場合		40
		1 箇月、80 時間以上 100 時間未満の就労を常態とする場合		38
		1 箇月、60 時間以上 80 時間未満の就労を常態とする場合		34
		1 箇月、48 時間以上 60 時間未満の就労を常態とする場合		29
	週4日	1 箇月、128 時間以上の就労を常態とする場合		47
		1 箇月、120 時間以上 128 時間未満の就労を常態とする場合		45
		1 箇月、100 時間以上 120 時間未満の就労を常態とする場合		39
		1 箇月、80 時間以上 100 時間未満の就労を常態とする場合		37
		1 箇月、60 時間以上 80 時間未満の就労を常態とする場合		33
		1 箇月、48 時間以上 60 時間未満の就労を常態とする場合		28
	週3日	1 箇月、96 時間以上の就労を常態とする場合		37
		1 箇月、80 時間以上 96 時間未満の就労を常態とする場合		35
		1 箇月、60 時間以上 80 時間未満の就労を常態とする場合		32
		1 箇月、48 時間以上 60 時間未満の就労を常態とする場合		27
	週2日以下	1 箇月、64 時間以上の就労を常態とする場合		30
		1 箇月、48 時間以上 64 時間未満の就労を常態とする場合		25
	妊娠・出産		産前及び産後の休養中の場合	
疾病	入院	現に入院している場合又は入院が確実に見込まれる場合		50
	居宅内	寝たきり若しくはこれに準ずる状態にある場合又は精神性若しくは感染性の疾病である場合		50
		病中病後の療養中で、週3日以上通院を常態とする場合		30
		病中病後の療養中で、上記以外の場合		20
障害	身体障害者手帳1級若しくは2級又は愛の手帳1度若しくは2度の障害を有する場合		50	
	身体障害者手帳3級若しくは4級又は愛の手帳3度若しくは4度の障害を有する場合		30	

1 変更点
2 4月申請
3 証明書の注意
4 保育施設の種類
5 保育施設の廃園
6 保育認定
7 留意点
8 申請日程
9 入園方法
10 転園
11 利用調整の結果
12 入園後の注意点
13 保育料
14 その他
Q & A

1	変更点
2	4月申請
3	証明書の注意
4	保育施設の種別
5	保育施設の廃園
6	保育認定
7	留意点
8	申請日程
9	手入統園 方転法園
10	利用調整結果
11	入園後の注意点
12	保育料
13	その他のポイント
14	Q & A

介護等	長期入院等をしている親族の介護等	週5日以上	病院等に泊まり込み、又は病院等で昼間を通じて介護し、又は看護している場合	40
		週3日又は4日	病院等に泊まり込み、又は病院等で昼間を通じて介護し、又は看護している場合	30
	在宅介護等	同居の親族の介護等	寝たきり若しくはこれに準ずる状態にある者又は精神若しくは身体に障害を有する者を介護又は看護している場合	40
		同居していない親族の介護等	要介護3～5の状態にある親族を、その者の自宅で介護又は看護している場合	25
災害復旧		火災その他の災害による家屋等の損傷復旧に当たっている場合		50
不存在		保護者のいずれかが死亡、離婚、行方不明等で不存在である場合		50
求職活動		求職活動を常態としている場合		20
就学等	1月120時間以上就学し、又は職業訓練を受講することを常態とする場合		40	
	1月48時間以上120時間未満就学し、又は職業訓練を受講することを常態とする場合		25	
その他		上記の細目に掲げるもののほか、保育を必要とすると認められる場合		利用調整会議で定める

備考

- 「保護者」とは、児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。（原則として児童の親権者である父及び母をいうが、これらの者が監護することができない場合は、現に当該児童を監護する未成年後見人その他の者をいう。）
- 基準表を児童の保護者それぞれに適用し、その基準指数及び世帯の基準指数を算定する。
- 保護者それぞれの基準指数は、該当する細目のうち主たるものの基準指数（ひとり親（父又は母のいずれか一方が死亡、離婚、行方不明等で不存在である場合の他方をいう。以下同じ。）にあっては、不存在の基準指数及び他の該当する細目のうち主たるものの基準指数の合計数）とする。
- 世帯の基準指数は、保護者それぞれの基準指数の合計数とする。

調整指数は、次のとおりとする。

世帯の状況			調整指数	備考	
申請世帯の状況	1	ひとり親世帯	ひとり親になって3か月以内の世帯	+8	いずれか一つ
	2		ひとり親になって3か月を経過した世帯	+7	
	3	保護者のいずれかが育児休業又は育児休業と同様の休業で事業主が証明したものの終了後、元の職場に復帰する世帯（職場復帰をする月を含めて3箇月以内の世帯に限る。）		+5	いずれか一つ
	4	生活保護受給世帯		+3	
	5	保護者のいずれかが求職活動の類型に該当し、かつ、その者が生計の中心者である世帯		+3	
	6	過去6箇月分以上の保育料を滞納している世帯		-3	
保護者の就労状況	7	保護者が共に居宅外労働に該当する世帯（ひとり親の場合はその者が該当する世帯）		+3	
	8	単身赴任している世帯	海外赴任等	+2	
	9		国内赴任等	+1	
10	保護者のいずれかが市内保育施設にて、保育士として就労している世帯		+1		
児童の状況	11	利用を希望する児童に障害があり、当該児童が保育所等を利用することが可能であると認められる場合		+6	
	12	地域型保育事業（連携施設のない場合に限る。）を卒園する児童で、引き続き保育所等（地域型保育事業を除く。）の利用を希望する場合		+5	
	13	兄弟姉妹で同じ保育所等を利用することを希望している世帯	同時に同じ保育所等の利用の申請をする児童が3人以上となる場合	+4	いずれか一つ
	14		同時に同じ保育所等の利用の申請をする児童が多胎児（多胎妊娠である場合において出産後の養育に係る児童が2人以上あるときのそれらの児童）の場合	+4	
	15		同時に同じ保育所等の利用の申請をする児童が2人となる場合	+3	
	16		児童と同一世帯に属する兄弟姉妹が利用している保育所等の利用を希望している場合	+3	

同一指数時の優先順位は、次のとおりとする。

優先順位	条件
1	ひとり親世帯
2	類型間の優先順位（①～⑧の順） ①災害復旧 ②疾病・障害 ③労働 ④介護等 ⑤就学等 ⑥妊娠・出産 ⑦求職活動 ※保護者それぞれの類型のうち、優先順位の高い方を世帯の類型とする。
3	児童と同一世帯に属する兄弟姉妹が利用している保育所等の利用を希望している世帯又は兄弟姉妹で同時期に同じ保育所等を利用することを希望している世帯
4	保護者の就労時間が長い世帯
5	低所得世帯

※令和7年度以降にむけて、利用基準表や指数の見直し等を検討しております。
来年度以降、利用基準表等を改訂する場合がございますのでご了承ください。

1 変更点
2 4月申請
3 証明書の明注意
4 の保育種類施設
5 の保育施設
6 保育認定
7 留意点
8 申請日程
9 手入続園方転法園
10 ・利用結果調整
11 注入园後の
12 保育料
13 サソのピ他スの
14 Q & A

1	変更点
2	4月申請
3	証明書の注意
4	保育施設の種類
5	保育施設の廃園
6	保育認定
7	留意点
8	申請日程
9	入園方法
10	利用調整の結果
11	入園後の留意点
12	保育料
13	その他の入園
14	Q & A

(2) 利用調整の結果通知

利用調整の結果は、認可保育園に入園可の場合は「承諾通知書」、認可保育園以外の保育施設に入園可の場合は利用可の「利用調整結果通知書」、保育施設の利用が不可の場合は利用不可の「利用調整結果通知書」でお知らせします。

また、入園の可否に関わらず、「保育給付認定通知書」をお送りし、希望された方のみ「保育給付認定証」をお送りします。

※ 利用不可の利用調整結果通知書（不承諾通知）は、保育施設への入園申請があり、保育施設が利用できなかった場合にのみ、入所希望月分から発行できます。そのため、申請がない場合や希望があった月より前の分は発行できません。また、入園の取り下げをした場合も発行できません。

■ 他市の保育施設を申請された場合

他市の利用調整の結果が決定するまでは、結果の通知を送付することができません。市内保育施設の結果については、お電話等でご連絡します。

■ 出産前のお子さんの申請をされた場合（4月申請のみ）

出生のお手続きをしていただくまでは、結果の通知を送付することができません。市民課での出生手続きが終わりましたら、保育課窓口での手続きをお願いします。市内保育施設の結果については、お電話等でご連絡します。ただし、入園が内定していたとしても、入園可能生年月日より1日でも後に出生した場合には、入園することはできませんので、内定は取り消しとなります。

(3) 希望する保育施設の利用が可能となった場合

保育施設の利用が可能になった場合、保育施設との面談や健康診断等があります。実施日時等については、後日、利用可能保育施設よりご連絡します。入園にあたって、適切な保育を行うためにお子さんの状況について伺いますので、あらかじめお子さんの発達状況等をまとめておいてください。

なお、認可保育園以外の保育施設の利用が可能となった方は、別途、保育施設で契約を締結していただく必要があります。

■ 育児休業中で利用が可能となった場合

- 入園月の翌月1日までに元の就労先に復職する必要があります。復職後20日以内に「復職証明書」を保育課へご提出ください。復職証明書は**復職してから**事業主に記入してもらってください。**元の就労先に復職しなかった場合や、提出した就労証明書に記載された就労時間や日数よりも少ない就労時間や日数で復職した場合などは、入園取消や退園になることがあります。（P7参照）**

- 在園中のきょうだいがいる方は、復職に伴い、在園中のお子さんの保育を必要とする理由を育児休業から労働へ変更し、場合によっては保育利用時間を短時間から標準時間に変更する必要があります。復職される前日までに保育課窓口で変更手続きをしてください。就労証明書は提出不要です（利用が可能となったお子さんの入園申請時に提出していただいた就労証明書の内容で認定します）。

■ 求職中で利用が可能となった場合

入園後2か月以内に、他の要件（月48時間以上の就労等）が必要です。

■ 入園を取り下げる場合

原則として、入園の取り下げ（保育施設には行かない）は、おやめください。

やむを得ない理由により、入園を取り下げたい場合は、「承諾通知書」又は「保育給付認定通知書」が届き次第、速やかに保育課窓口で取下げ手続きをしてください。このお手続きがないまま入園する月の初日を迎えた場合、その月は在籍扱いとなり、保育料を納入していただくこととなりますのでご注意ください。また、入園取り下げをした場合は、利用不可の「利用調整結果通知書」は発行できません。

(4) 希望する保育施設の利用が不可となった場合

保育施設の利用が不可となった場合でも、入園申請は、取り下げの手続きがない限り、申請年度中（令和7年3月入園まで）は有効です。その期間中は毎月利用調整の対象となりますので、改めて入園申請をする必要はありません。

なお、結果の通知は、最初に入園・転園申請を希望した月または希望保育施設の変更・追加をした月のみ送付します。それ以外は、入園が可能な時のみ通知を送付します。

■ 育児休業を延長する場合

保育施設利用が不可となり、育児休業を延長された方は、変更の手続きが必要となります。育児休業延長後の「就労証明書」をご用意いただき、速やかに保育課窓口でお手続きください。

なお、お手続きがされない場合、育児休業に関する指数が付与されません。

■ 入園・転園が不要となった場合

入園や転園の申請を取り下げたい場合は、申請受付期間(P12)の締切日までに必ず保育課窓口でお手続きください。市外へ転出することになった場合も申請を取り下げる手続きが必要です。

特に、転園は内定してしまうと、当該月をもって転園前の保育施設に在籍できなくなりますので、ご注意ください。

■ 年度中に入園・転園できなかった場合

待機児童となり、そのまま年度中に入園ができなかった方で、翌年度（令和7年度）も入園・転園を希望される場合は、再度、新たに翌年度の入園申請をしていただく必要があります。

■ その他

- 希望する保育施設の追加を希望する場合は、保育課でお手続きが必要です。詳しくは「申請後の変更・取下げ」（P18参照）をご覧ください。
- 認可外保育施設・一時預かり等の利用を希望される場合は、各保育施設で申請が必要です。詳しくは「その他の保育サービス等」（P31～34参照）をご確認ください。
- 保育コンシェルジュへご相談いただくことも可能です。（P9参照）

1	変更点
2	4月申請
3	成証の明注意作
4	の保育施設
5	の保育施設
6	保育認定
7	留意点
8	申請日程
9	手入続園方転法園
10	・利用結果調整
11	注入园後の
12	保育料
13	サソのピ他スの
14	Q & A

1
変更
点2
4
月
申
請3
成
証
の
明
注
書
意
作4
の
保
育
施
設5
の
保
育
施
設6
保
育
認
定7
留
意
点8
申
請
日
程9
手
入
統
方
転
法
園10
・
利
用
調
整
結
果11
注
入
園
後
の12
保
育
料13
サ
ソ
の
ビ
他
ス
の14
Q
&
A

～ 参考 ～ 最低指数一覧（令和5年4月一次入所）

- 最低指数とは、各クラスの内定者のうち最も低い指数です。同じ指数であっても、内定にならない場合があります。また、指数については、**基準指数—調整指数**という形式で表記しています。
- 「/」は当該クラスがないこと、「×」は空きがなかったことを示しています。
- 内定者が1人の場合、個人情報保護のため指数等は公表せず「※」と表記しています。
- 空欄のところは、空きはあったが、入園者がいなかったことを示しています。
- （★）がついている欄については、育児休業延長希望で内定したことを示しています。

（4月一次利用調整終了時点）

保育所名	0歳クラス	1歳クラス	2歳クラス	3歳クラス	4歳クラス	5歳クラス
狭山保育園	/	/	※	※	※	
高木保育園	99-3	100-8	100-3	※	×	※
向原保育園	70-10	82-8	×	99-11	×	×
れんげ桜が丘保育園	75-0	100-8	※	97-3	×	×
れんげ保育園	/	100-8	77-3	×	×	×
れんげ南街保育園	100-8	100-8		83-9	×	×
ならはし保育園	67-3	99-8	70-0	82-3	87-10	100-11
大和東保育園	95-8	70-0	100-8	×	×	
紫水保育園	82-11	83-6		×		
れんげ上北台保育園	100-11	99-12	70-0	70-0	※	×
上北台こひつじ保育園	70-3	100-8	×	100-3	×	×
のぞみ保育園	83-8	100-8	100-8	77-3	×	×
明德保育園	100-3	100-8	100-9	×	×	×
立野みどり保育園	70-0	100-11	87-4	83-3	×	×
谷里保育園 (ル・ポア、分園含む)	87-6	100-8(★)	100-3	×		
玉川上水保育園	100-8	100-8	100-8	※	×	×
のぞみ保育園分園	/	87-8	×	×	×	×
こども学園	97-12	87-6	87-6		97-12	※
東大和こども園	/	70-0	100-2	※		
東大和早樹保育園	87-3	70-4	×	/	/	/
れんげ第二桜が丘保育園	/	70-0	100-3	/	/	/
ふたば保育園	/	100-3	70-0	/	/	/
みつば保育園	40-3	※	/	/	/	/
向原第二保育園	/	70-0	※	/	/	/
ひが保育ママ		※		/	/	/
木村保育ママ	※	※		/	/	/

～ 参考 ～ 最低指数一覧（令和5年4月二次入所）

（4月二次利用調整終了時点）

保育所名	0歳クラス	1歳クラス	2歳クラス	3歳クラス	4歳クラス	5歳クラス
狭山保育園				※		96-6
高木保育園	99-8	※	×	※	※	×
向原保育園	70-0	※	×	※	※	×
れんげ桜が丘保育園	×	×	※	※	×	×
れんげ保育園		※	×	×	×	×
れんげ南街保育園	×	×	×	×	×	×
ならはし保育園	70-0	×	70-0	※	×	×
大和東保育園	×	100-3	×	×	×	×
紫水保育園	70-0	77-6	×	×	×	×
れんげ上北台保育園	×	×	×	82-3	×	×
上北台こひつじ保育園	95-8	×	※	※	×	×
のぞみ保育園	×	×	×	※	×	×
明德保育園	×	×	100-7	×	※	×
立野みどり保育園	※	×	※	×	×	※
谷里保育園 （ル・ボア、分園含む）	70-0	85-6	※	×	×	※
玉川上水保育園	×	※	87-3	×	×	×
のぞみ保育園分園		×	※	×	×	×
こども学園	※	70-3		70-3	87-3	×
東大和こども園		89-6	88-6	※	※	※
東大和早樹保育園	※	×	×			
れんげ第二桜が丘保育園		×	×			
ふたば保育園		※	※			
みつば保育園		※				
向原第二保育園		※	×			
ひが保育ママ		×	×			
木村保育ママ	×	×	×			

- 1 変更点
- 2 4月申請
- 3 証明書の注意
- 4 の保育施設
- 5 の保育施設
- 6 保育認定
- 7 留意点
- 8 申請日程
- 9 手続方法
- 10 利用結果
- 11 注意点
- 12 保育料
- 13 その他
- 14 Q & A

1	変更点
2	4月申請
3	証明書の注意
4	保育施設の種類
5	保育施設の廃園
6	保育認定
7	留意点
8	申請日程
9	入園・転園の手続
10	利用結果の調整
11	入園後の留意点
12	保育料
13	その他の
14	Q & A

1 1. 入園後の注意点

(1) なれ保育

入園・転園後、初めのうちは短い時間で保育を行い、徐々に時間を延ばしていく「なれ保育」を実施します。

小さなお子さんにとって、新しい環境で知らない人と一緒に過ごすことは、大変なストレスとなります。お子さんの不安感を可能な限り和らげ、安心して集団生活を送れるようにするため、「なれ保育」は大変重要となります。また、保護者と園の情報交換を徐々に増やして信頼関係を深め、保護者がお子さんを預けるという環境にも慣れるようにするという目的もあります。「なれ保育」の期間等については、子どもの状況によって異なります。詳しくは、各保育施設にお問い合わせください。

(2) 退園する場合の手続き

保育施設を退園する場合、「取下届」をその月の10日まで（遅くてもその月の末日まで）に保育課に提出してください。退園日は月末付けとなります。なお、「取下届」の提出がないまま翌月の初日を迎えた場合、その月も在籍扱いとなり、保育料を納入していただくこととなりますので、ご注意ください。

※保育施設に申し出ても、保育課窓口で手続きがされない場合は、退園になりません。

※退園には保護者双方の意思確認が必要となります。父母の退園の意思が確認できない場合、取下届が受理できない場合があります。

(3) 家庭状況が変わった場合

保育施設に入園後、就労内容や家族構成が変更となった場合などには、速やかに保育課窓口で変更の届出を行ってください。必要書類などは、「申請後の変更・取下げ」(P18参照)を参考にしてください。

(4) 「保育を必要とする理由」の確認について

東大和市では、保護者の方々の「保育を必要とする理由」の確認をさせていただくため、保護者の方々の就労先等に伺い、状況を確認させていただく場合があります。保護者の皆様には職場への事前の周知等、ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

(5) 年度更新（継続通園）のための手続き

年度に1度、必要書類（家庭状況報告書、就労証明書など）を提出していただき、「保育を必要とする理由」が継続しているか等、各家庭の状況を確認しています。

状況が確認できないと、翌年度の4月以降に保育施設の利用を継続することが出来ませんので、必ず提出してください。

(6) 市外に転出後も継続して保育施設を利用したい場合の手続き

市内の保育施設に入園した後に、東大和市外へ転出することになった場合、お手続きをしていただくことで、転出後も継続して現在の保育施設を利用することができます。

① 転出するまでの間に、保育課窓口で「取下届」を提出してください。

なお、「取下届」は保育課窓口で配布しています。

② 転出後は、転出先の市区町村でも保育施設を継続するための手続きが必要です。

<注意事項>

- ①と②の手続きがされない場合、保育施設は継続して利用することができません。
- 小規模保育、家庭的保育をご利用の場合、卒園されるまでは保育施設を継続して利用できますが、連携保育施設への優先入園はありません。

(7) 長期欠席

原則として、保育施設の長期欠席は認められておりません。しかし、お子さんが疾病・負傷等のやむを得ない理由で一時的に利用できない場合や母親がお子さんを伴い里帰り出産する場合のみ、長期欠席をすることができます。無断で長期欠席された場合等には、退園となることがありますので、ご注意ください。

■ お子さんの疾病・負傷等により長期欠席する場合

お子さんが疾病にかかった・負傷をした等の場合は、その理由が生じた日の翌日から原則60日以内は保育の利用の停止が認められます。30日以上欠席する際には、保育課窓口でのお手続きが必要です。お手続きには、診断書等が必要ですので、詳しくは保育課までお問い合わせください。また、保育施設にもご相談ください。

■ 里帰り出産により長期欠席する場合

里帰りをして出産する場合、90日以内であれば長期欠席が可能です。ただし、産後に里帰りをする場合は、出産日または出産予定日から60日以内となります。

里帰り出産による長期欠席を希望される方は、母子健康手帳をご持参のうえ、保育課窓口でお手続きください。なお、欠席期間中も保育料がかかりますので、ご了承ください。

(8) 連携保育施設

小規模保育、家庭的保育については、受入れが1歳児または2歳児クラスまでとなっています。そのため、2歳児または3歳児クラス以降も保育施設に通うことができるよう、連携保育施設を設け、利用保育施設卒園後、優先的に連携保育施設へ入園することができます。ただし、連携保育施設の受入状況によっては、卒園児のなかで利用調整を行う場合があります。

利用保育施設（1歳児クラスまで）		連携保育施設（2歳児クラスから）
みつば保育園	⇒	立野みどり保育園

利用保育施設（2歳児クラスまで）		連携保育施設（3歳児クラスから）
東大和早樹保育園	⇒	向原保育園・高木保育園・ ならはし保育園・れんげ南街保育園
向原第二保育園	⇒	向原保育園・高木保育園・ならはし保育園
れんげ第二桜が丘保育園	⇒	れんげ桜が丘保育園・れんげ上北台保育園
ふたば保育園	⇒	立野みどり保育園
ひが保育ママ・木村保育ママ	⇒	のぞみ保育園

- ※ 連携園が複数園ある場合は、そのいずれかの連携保育施設に入園できます。状況によっては第1希望の園に入園できない場合がありますのでご了承ください。
- ※ 連携保育施設がある施設を利用している方で、連携保育施設以外のご利用を希望される場合は、優先的な入園はできませんのでご了承ください。
- ※ 年度途中の2月～3月入園については、翌年度の4月一次入園決定後の利用調整になる為、連携施設の優先枠が確保できない場合がありますのでご了承ください。（みつば保育園は1歳児クラス、その他は2歳児クラスに当該月入園をした場合のみ）

(9) 保育所児童保育要録

お子さんの認可保育園での生活の様子をまとめた「保育所児童保育要録」をお子さんが入学される小学校へ送付します。なお、「保育所児童保育要録」は小学校でお子さんをお預かりするうえでの参考資料として使用します。

1 変更点
2 4月申請
3 証明書の注意
4 保育施設の種類
5 保育施設の廃園
6 保育認定
7 留意点
8 申請日程
9 入園方法
10 利用調整結果
11 入園後の留意点
12 保育料
13 その他
14 Q & A

12. 保育料

(1) 保育料について

- 公立・私立による違いはありません。
- 毎月1日に在籍している方は、その月分の保育料がかかります。月単位で計算しますので、途中退園の場合や利用日数にかかわらず日割計算はいたしませんので、ご了承ください。
- 保育施設により、保育料以外の費用（教材費や行事費など）の負担が必要な場合があります。詳しくは各保育施設へお問い合わせください。
- 3～5歳児クラスのお子さんは、幼児教育・保育の無償化により保育料は無償になりますが、別途、給食費がかかります。（P30参照）

(2) 保育料の納入方法

① 認可保育園

保育料は原則、口座振替でのお支払いになります。手続きの方法や必要書類は、入園が内定した際にお送りする「承諾通知書」に同封します。

なお、口座からの引き落とし日は毎月末日（12月のみ25日。土日祝日の場合は、次の平日）です。残高不足等で引き落としができなかった月の保育料は納付書でのお支払いになります。

※市外の公立認可保育園をご利用される方につきましては、公立認可保育園を運営する市区町村がお支払い先となります。納入方法につきましては、そちらにご確認ください。

② 認定こども園・小規模保育・家庭的保育

保育料は、各保育施設へ納入することになります。納入方法は各保育施設へご確認ください。

(3) 保育料（階層）の決定方法

保育料は、次の要件から「保育料基準額表」を基に決定します。

① 保護者の市民税所得割課税額の合計

市民税の 参照年度	4～8月分の保育料 ⇒ 令和5年度市民税所得割課税額 (令和4年1月～令和4年12月中の収入が反映します)
	9～3月分の保育料 ⇒ 令和6年度市民税所得割課税額 (令和5年1月～令和5年12月中の収入が反映します)

② 4月1日時点のお子さんの年齢（クラス年齢）

③ 保育の利用時間（標準時間または短時間）

※ 同居の祖父母がいる場合、父母の市民税がともに非課税のときは、祖父母の市民税を合算します。

※ 保育料は、4～8月分（前期分）と9～3月分（後期分）に分けて、年2回決定します。

9月分から市民税の参照年度が切り替わるため、8月分までと保育料が変わる可能性があります。

※ 保育料の算定において、市民税所得割課税額は以下のとおり取り扱います。

- 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除は適用されません。
- 税源移譲により税率が8%で算出されている方は、税率を6%として算出します。
- 国内で課税情報をお持ちでない保護者の方は、保育課へ海外収入申告書をご提出いただき、海外収入額等から市民税所得割課税額を仮算定して、保育料を算出します。

<保育料（月額）基準額表>

階層区分	定義	0～2歳児クラス		3～5歳児クラス		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	生活保護世帯	0円	0円	0円		
B	市民税が非課税の世帯	0円	0円			
C1	市民税の所得割課税額	0円の世帯（均等割のみ課税世帯）	3,680円			3,610円
C2		48,600円未満の世帯	4,660円			4,580円
D1		48,600円以上 58,200円未満の世帯	7,550円			7,420円
D2		58,200円以上 84,600円未満の世帯	12,080円			11,870円
D3		84,600円以上 120,700円未満の世帯	19,740円			19,400円
D4		120,700円以上 156,600円未満の世帯	26,010円			25,560円
D5		156,600円以上 174,900円未満の世帯	31,590円			31,050円
D6		174,900円以上 210,900円未満の世帯	34,760円			34,160円
D7		210,900円以上 246,700円未満の世帯	40,990円			40,290円
D8		246,700円以上 285,600円未満の世帯	45,630円			44,850円
D9		285,600円以上 315,600円未満の世帯	47,840円	47,020円		
D10	315,600円以上 375,700円未満の世帯	52,470円	51,570円			
D11	A階層からD10階層までの階層区分のいずれにも該当しない世帯	55,100円	54,160円			

■ 多子世帯の減額

生計を一にしている子どもが2人以上いる世帯を対象に、第1子の年齢に関わらず、第2子以降は無料となります。

■ 所得・世帯状況による減額措置

次の（ア）または（イ）の条件に該当する世帯の市民税所得割課税額が77,100円以下にあたる場合は、下表のとおり保育料となります。

（ア）死別・離婚・未婚によるひとり親世帯

（イ）以下の(a)～(c)のいずれかの手帳を交付されている方、または、(d)(e)どちらかの受給対象の方

- (a)身体障害者手帳 (b)愛の手帳 (c)精神障害者保健福祉手帳
(d)特別児童扶養手当 (e)障害基礎年金

階層区分	0～2歳児クラス		3～5歳児クラス	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間
C1	0円	0円	0円	
C2	0円	0円		
D1	3,770円	3,710円		
D2	6,040円	5,930円		

■ 延長保育料

決められた時間帯の枠を超えた時間（延長保育時間）に保育施設を利用する場合は、別途、延長保育料が発生します。延長保育料は在園する保育施設ごとに決められていますので、詳しくは令和6年度(2024年度)保育施設入園案内(施設紹介編)をご確認ください。

1	変更点
2	4月申請
3	証明書の注意
4	保育施設の種類
5	保育施設の廃園
6	保育認定
7	留意点
8	申請日程
9	手続方法
10	利用結果調整
11	注意点
12	保育料
13	その他の
14	Q & A

■ 給食費

3～5歳児クラスのお子さんについては、給食費が発生します。概要は、以下のとおりです。
 なお、0～2歳児クラスのおさんは、保育料の金額に給食費が含まれています。

- ① 給食費のお支払いは、ご利用の各保育施設になります。
- ② 給食費の滞納分について児童手当からのお支払いが可能です。詳しくは、保育課にお問い合わせください。
- ③ 認可保育園の給食費の金額は、月額 4,500 円になります。認定こども園の給食費の金額については各施設にお問い合わせください。
- ④ 以下のいずれかに該当する場合は、給食費が免除となります。

- ・生活保護世帯のお子さん
- ・年収 360 万未満相当の世帯のお子さん
- ・小学校就学前のお子さんの中で最年長のお子さんを第 1 子と数え、第 3 子以降のお子さん

(1号認定のお子さんの場合は、小学校3年生までのお子さんの中で数え、第3子以降のお子さん)

※免除の決定時期や市民税の参照年度などは、保育料と同様です。

※年収 360 万未満相当の世帯であっても、未申告等により、市民税が確認できない場合は、免除対象になりません。また、遡って免除を適用することはできませんので、ご注意ください。

※給食費免除の対象者は、市から通知が届きます。4～8月（前期分）の免除は4月上旬、9～3月（後期分）の免除は9月上旬までに通知します。また、年度途中入園等で免除の対象となる方は免除対象月上旬までに通知します。

なお、前期分が免除対象で後期分が免除対象外となる場合、対象外になった旨の通知等はしませんのでご注意ください。

(4) 留意事項

- ・保育料徴収に係る通知は、最新の保護者（申請者）宛てに送付しますが、保育料の納付責任は保護者である父・母双方にあります。通知に記載された方のみに納付責任があるものではありません。
- ・保育料を滞納すると、就労先や預金先等へ調査が入り、給与・預貯金・生命保険の差押等の滞納処分を受けることがあります。また、利用調整の際に減点されます。
- ・未申告等により、市民税所得割課税額が確認できない場合には、保育料を最高階層で決定する場合があります。
- ・税の申告（確定申告や市民税の修正申告）によって市民税が変更になった場合には、保育料や給食費免除の再算定を行います。税の申告をした場合は、速やかに保育課へお申出ください。
 なお、再算定によって保育料が減額となる場合、変更後の市民税が決定した月（変更決定後の市民税を保育課が確認できた月）の保育料から適用します。月を遡っての変更はできません。
 また、給食費についても、市民税の変更によって免除決定や免除取消しになる場合がありますが、月を遡っての免除はできませんので、ご注意ください。
- ・精神障害者保健福祉手帳等の有効期限が定められているものを保育課へ申出している場合、手帳等の有効期限に関わらず、前期分は8月・後期分は翌年3月まで減額適用し保育料を決定しております。手帳等の有効期限の更新手続きを行わない場合は、有効期限まで遡って保育料の更正を行うこととなりますのでご注意ください。

13. その他の保育サービス・施設等

(1) 休日保育

休日・祝日に、保護者の就労等により家庭でお子さんの保育ができないときに保護者に代わり保育いたします。

- ① 実施施設：玉川上水保育園
- ② 利用日：日曜・祝日（給食無し。お弁当をお持ちください。）
※年末年始（12月29日～1月3日）を除く
※年末の利用は年末保育をご利用ください。（別途手続きが必要になります。）
- ③ 対象児童：次の要件をすべて満たす必要があります。
 - ア 休日・祝日に平日と同じ理由で保育を必要とし、家庭で保育ができないお子さん
 - イ 市内在住のお子さん
 - ウ 市内の認可保育園、認定こども園、小規模保育、家庭的保育等に在園の2、3号認定のお子さん
 - エ 利用する年度の4月1日現在、1歳以上で就学前までのお子さん
（上記に該当しないが、利用日現在満1歳であり、玉川上水保育園との面談の結果、離乳食の進行状況を勘案し受託可能であると確認できれば利用可。）
 - オ 健康で集団保育が可能なお子さん
- ④ 問合せ先：玉川上水保育園 ☎ 042-566-8670

<利用上の留意事項>

原則として、通常保育と合わせ1週間あたり6日を超える利用はできません。

※ 利用日の属する月曜日から土曜日の間に、登園しない日を1日設けていただく必要があります。

(2) 年末保育

市内保育施設が閉園する年末に、保護者の就労等により家庭でお子さんの保育ができないときに保護者に代わり保育（年末保育）いたします。

- ① 実施施設：玉川上水保育園
- ② 利用日・時間：12月29日、30日（給食無し。お弁当をお持ちください。）
各日午前7時から午後6時まで（午後6時から午後7時まで延長保育を実施）
- ③ 対象児童：次の要件をすべて満たす必要があります。
 - ア 保育の実施日に保育を必要とし、家庭で保育ができないお子さん
 - イ 市内在住のお子さん
 - ウ 生後57日目から就学前までのお子さん
 - エ 健康で集団保育が可能なお子さん
- ④ 問合せ先：玉川上水保育園 ☎ 042-566-8670

(3) 認証保育所

東京都が定めた基準を満たしている保育施設です。保育時間、保育料については各保育施設で異なります。申請の受け付けや入園の決定は各保育施設が直接おこないます。詳細は各保育施設にお問い合わせください。

市内の認証保育所

令和5年10月1日現在

保育施設名	住所	電話番号	受入月齢
東大和保育園	新堀 1-1435-33	042-562-1758	産休明け～2歳児クラス

1 変更点
2 4月申請
3 証明書の注意
4 保育施設の種類
5 保育施設の廃園
6 保育認定
7 留意点
8 申請日程
9 入園方法
10 利用結果
11 入園後の注意
12 保育料
13 その他
14 Q & A

(4) 認可外保育施設利用者の無償化について

無償化の対象となる認可外保育施設等を利用する、保育の必要性のあるお子さんを対象に（0歳クラス～2歳クラスの場合は、市民税非課税世帯のみ対象）、認可外保育施設等に支払っている保育料に対し下記のとおり補助いたします。補助を受けるには、認可外保育施設を利用する前に、施設等利用給付認定の申請が必要となります。詳細は保育課にお問い合わせください。

認可外保育施設利用者に対する無償化の補助額

対象クラス	補助額
3歳～5歳クラス	月額上限 37,000円
0歳～2歳クラス（非課税世帯のみ対象）	月額上限 42,000円

※入園料、給食費、通園送迎費、行事費等は補助対象外となります。

(5) 認可外保育施設利用者補助金

認可保育園等の入園の申込をして待機となっており、教育・保育給付認定と同様の理由で認可外保育施設（指導監督基準を満たす証明書を受けている施設に限る）・認証保育所（家庭福祉員を除く東京都に届け出している施設）を利用している3歳未満のお子さんを対象として、認可外保育施設等に支払っている保育料に対し下記のとおり補助いたします。詳細は保育課にお問い合わせください。

※補助内容は、変更になる場合があります。

認可外保育施設利用者補助金

対象者	利用者支援	多子世帯支援
待機となっている3歳未満（0～2歳児クラス）のお子さん	保育料の1/3 （月額上限 21,000円） ※無償化の補助を受けている方は対象外	第2子以降 月額上限 27,000円 （25,000円）

※入園料、給食費、通園送迎費、おむつ代、シーツ・布団代等は補助対象外となります。

※多子世帯支援の（）内の金額は、無償化の補助を受けている方の金額です。

※利用者支援と多子世帯支援の合算額と支払った保育料を比べ、低い額が補助額となります。

※求職活動のまま補助を受けられる期間は2か月です。

(6) (仮称) 子ども発達支援センターつむぎ 東大和

心身の発達に気がかりなところがあるお子さんに、発達支援の専門スタッフが個々の発達段階と健康面に最大限配慮しながら、「ホンモノの経験」ができる環境を用意します。

- ① 所在地：立野3丁目630番地（予定）
- ② 利用日：月曜日～土曜日（祝日・年末年始を除く）
- ③ 利用時間：8：30～17：30
- ④ 受入年齢：就学前の乳幼児
- ⑤ 定員：30人
- ⑥ 対象児童：心身の発達に気がかりなところがあるお子さん
- ⑦ 問合せ先：社会福祉法人どろんこ会

<https://www.doronko.jp/facilities/tsumugi-higashiyamato/>

※やまとあけぼの学園は、令和6年3月をもって廃園となり、子ども発達支援センターつむぎ東大和に事業が引き継がれます。

(7) 病児・病後児保育／病児・病後児保育 お迎えサービス

■ 病児・病後児保育

保護者の方が就労等の都合により、病氣中・病氣の回復期にあるお子さんをご家庭で看護できない場合に、お子さんをお預かりします。詳細はすこやか病児・病後児保育室にお問い合わせください。

- ① 実施施設：すこやか病児・病後児保育室（広沢こどもクリニック2階）
- ② 利用日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
- ③ 利用時間：午前8時～午後6時
- ④ 対象児童：はしか以外の病氣及び回復期で生後6か月～小学校6年生までのお子さん
 ※1歳6か月をすぎたMRワクチン未接種のお子さんは利用できません。
 ※水痘を患っているお子さんが入室予定の日には、水痘ワクチン未接種のお子さんは利用できない場合があります。
- ⑤ 利用の条件：利用日前日または当日の医師による診断で病児保育の利用が可能と診断された場合
- ⑥ 定員：6名
- ⑦ 利用料

	市民	市外の方
登録料	無料	3,000円
利用料	1日あたり2,000円 2日目以降連続して利用する場合 1,000円（同一の病氣の場合）	1日あたり4,000円

※4月以降に利用したい方は、すこやか病児・病後児保育室にて3月から利用登録の手続きができます。

※市民であり生活保護法による支給世帯の方、または市区町村民税非課税世帯の方は、市へ申請し利用料の減額決定を受けた場合、減額対象となります。

・生活保護法による支給世帯の方の減額後利用料は、1日あたり500円。

・市区町村民税非課税世帯の方の減額後利用料は、1日あたり1,000円。

申請方法等の詳細は、東大和市役所保育課までお問い合わせください。

- ⑧ 問合せ先：医療法人社団右光会 すこやか病児・病後児保育室
 東大和市中心 3-922-1-2F ☎042-590-0415

■ 病児・病後児保育 お迎えサービス

認可保育園等に在籍しているお子さんが体調不良となった場合で保護者がお迎えに行くことが困難な時に、病児・病後児保育室の保育士が保護者に代わって、認可保育園等にお迎えに行き、保育室で保育するサービスです。

- ① 実施施設：すこやか病児・病後児保育室（広沢こどもクリニック2階）
- ② 利用の条件：
 - ・東大和市に住所を有し、東大和市内に所在する認可保育園、認定こども園、小規模保育、家庭的保育等の利用児童で満6か月～小学校就学前のお子さん
 - ・はしか以外の病氣のお子さん
 - ・入院加療を必要としないお子さん
 - ・原則、利用登録（無料）しているお子さん
- ③ 利用料：
 - ・保育料 1回2,000円
 - ・送迎に伴う交通費は徴収しません。
 - ・食事代 入室時間により食事の提供が必要になります。

※当日の利用状況、保育士の配置により利用できない場合があります。

1	変更点
2	4月申請
3	証明書の注意
4	保育施設の種類
5	保育施設の廃園
6	保育認定
7	留意点
8	申請日程
9	手続園方転法園
10	利用結果調整
11	注意園後の
12	保育料
13	その他の
14	Q & A

1
変更
点**(8) 一時預かり**

保護者の断続的な就労、傷病等の理由でお子さんを家庭で保育することが困難になった場合や育児中の方でリフレッシュしたい場合に、一時的にお預かりします。(東大和市民対象)

2
4
月
申
請

実施施設	子ども家庭支援センター「かるがも」	向原保育園	大和東保育園	れんげ上北台保育園	玉川上水保育園	(仮称)東大和どろんこ保育園
住 所	立野 1-16-1	向原 1-4-2	清原 2-2-2	蔵敷 3-691-2	桜が丘 4-29-18	立野 3-630 (予定)
電 話	042-565-3655	042-563-3833	042-561-2958	042-563-3990	042-566-8672	未定
受付時間	8:30~17:00	9:00~16:30	9:00~16:00	10:00~16:00	8:30~17:00	未定
対象児童	1歳~就学未満児	4月1日に1歳児及び2歳児	1歳~就学未満児	1歳~就学未満児	生後57日目~就学未満児	生後57日目~就学未満児
保 育 日	月曜日~土曜日	月曜日~金曜日	月曜日~金曜日	月曜日~金曜日	月曜日~土曜日	月曜日~土曜日
保 育 時 間	<1日> 9:00~17:00	<1日> 9:00~17:00	<1日> 9:00~17:00	<1日> 9:00~17:00	<1日> 9:00~17:00	<1日> 7:00~20:00 (予定)
	<半日> 9:00~13:00	<半日> 9:00~13:00	<半日> 9:00~13:00	<半日> 9:00~13:00	<半日> 9:00~13:00	
	13:00~17:00	13:00~17:00		13:00~17:00	13:00~17:00	
利 用 料	1日 2,400円 半日 1,200円	1日 2,400円 半日 1,200円	1日 3,000円 半日 1,500円	1日 2,400円 半日 1,200円	1日 3,300円 半日 1,800円	未定
定 員	10人	2人	要問い合わせ	3人	10人	10人
留 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・認可保育園、認定こども園、小規模保育施設、家庭的保育施設に入園しておらず、集団保育が可能であるお子さんが対象です。 ・利用にあたっては、各施設に事前に登録が必要です。 ・祝日、年末年始はお休みです。その他、施設の行事等によりお休みの場合があります。 ・利用料金の他に別途料金のかかる施設があります。 ・子ども家庭支援センター「かるがも」は週3回までの利用となります。 ・大和東保育園については、通常保育の利用定員に空きがある場合のみ利用可能です。 ・その他詳細は、各施設へお問い合わせください。 					

3
成 証
の 明
注 書
意 作4
の 保
育 種
類 施
設5
の 保
育 施
設 園6
保 育
認 定7
留 意
点8
申 請
日 程9
手 入
続 園
方 転
法 園**(9) 緊急一時保育事業**

保護者の疾病・出産等の入院などで家庭保育が困難になった場合に、緊急かつ一時的に認可保育園で保育します。(東大和市民対象)

10
・ 利
用 結
果 調
整

実施施設	狭山保育園	向原保育園	大和東保育園	れんげ上北台保育園	玉川上水保育園	(仮称)東大和どろんこ保育園
住 所	狭山 1-849-1	向原 1-4-2	清原 2-2-2	蔵敷 3-691-2	桜が丘 4-29-18	立野 3-630(予定)
電 話	042-564-2296	042-563-3833	042-561-2958	042-563-3990	042-566-8672	未定
受入年齢	1歳~就学未満児	4月1日に1歳児及び2歳児	1歳~就学未満児	生後57日目~就学未満児	生後57日目~就学未満児	生後57日目~就学未満児
保 育 日	月曜日~土曜日	月曜日~金曜日	月曜日~金曜日	月曜日~金曜日	月曜日~土曜日	月曜日~土曜日
利用時間	8:30~17:00	9:00~17:00	9:00~16:00	9:00~17:00	8:30~17:00	未定
利用料金	1日 1,700円	1日 2,400円	1日 3,000円	1日 2,400円	1日 3,300円	未定
利用条件 申請方法	<ul style="list-style-type: none"> ・保育施設に入園していない健康で集団保育が可能なお子さん ・利用希望の場合は、保育課までお問い合わせください。 					

11
注 入
意 園
点 後
の12
保 育
料13
サ
ー
ビ
ス
の14
Q
&
A

- ※ 利用期間は、日曜・祝日・年末年始を除く連続した15日間のうち必要な期間。
- ※ 狭山保育園以外の保育園は、一時預かり等の定員に空きがある場合のみ利用可能。
- ※ 利用料とは別に、給食費等がかかる場合があります。
- ※ 施設の状況等により受入等ができない場合があります。

14. よくある質問 Q&A

注)この Q&A は東大和市民及び東大和市内の保育施設に関する情報です。市外在住の方や、市外の保育施設に関することについてはこの Q&A にあてはまらない場合があります。

(1) 保育給付認定について <P3~4>

Q.保育給付認定とはなんですか？

A.平成 27 年度より開始された「子ども・子育て支援新制度」では、制度の対象となる認可保育園や認定こども園等を利用する場合に、保育の必要性の有無や保育の利用時間について市からの認定を受けることが必要になりました。市から送付する「保育給付認定通知書」には認定期間や「保育を必要とする理由」、利用時間等が記載されています。(P3~4 参照)

Q.認定の有効期間がきれる場合、何か手続きは必要ですか？

A.認定の有効期間終了後も引き続き保育施設を利用したい場合は、期間が満了する月までに保育を必要とする理由が確認できる書類と変更申出書の提出が必要になります。なお、現在 3 号認定で年度の途中で満 3 歳になった場合、3 号認定から 2 号認定になります。この変更は市が行うため、保護者の方が行う手続きはありません。

(2) 入園・転園の申請について <P5~25>

Q.どのように入園決定されるのですか？

A.申請受付期間に提出があった保育を必要とする理由が確認できる書類等をもとに、「保育の利用基準表」に当てはめ、指数化します。基準指数等の高い世帯から順に利用調整を行い、入園・転園の可否を決定します。

Q.同一保育施設について第 1 希望と第 2 希望の人ではどちらが有利ですか？

A.基準指数等の高い世帯から順に利用調整を行い、入園・転園の可否を決定しますので、第 2 希望であっても、指数が第 1 希望の人よりも高ければ、第 2 希望の人を優先します。

Q.申請期間中で早く申請したほうが有利ですか、先着順で入園が決定しますか？

A.先着順では決定しません。基準指数等の高い世帯から順に利用調整を行い、入園・転園の可否を決定します。

Q.郵送での入園・転園の申請はできますか？

A.基本郵送での申請は受け付けておりません。

ただし、令和 6 年 4 月一次・二次の申請は窓口の混雑を避けるため、原則郵送（簡易書留等）での受付とします。

5 月以降の入園申請につきましては、窓口へ直接お越しください。(提出された書類内容を確認いたします。)

Q.申請は毎月必要ですか？

A.申請は一度していただくと、その年度内は申請が有効になります。したがって、毎月申請をしていただく必要はありません。ただし、提出書類の内容に変更が生じた場合は変更の手続きが必要になります。また、翌年度は改めて申請が必要です。

1
変更点

2
4
月
申
請

3
成
証
の
明
注
書
作

4
の
保
育
類
施
設

5
の
保
育
施
設
の
廃
園

6
保
育
認
定

7
留
意
点

8
申
請
日
程

9
手
入
続
園
方
転
園

10
・
利
結
用
果
調
整

11
注
入
意
園
点
後
の

12
保
育
料

13
サ
ソ
の
ビ
他
ス
の

14
Q
&
A

1	変更点
2	4月申請
3	証明書の注意
4	保育施設の
5	保育施設の
6	保育認定
7	留意点
8	申請日程
9	入園・転園の手続
10	利用調整の結果
11	入園後の注意点
12	保育料
13	その他の
14	Q & A

Q.入園できなかった場合、毎月申請をする必要がありますか？

A.入園できなかった場合、入園の取り下げ申請がない限りは、申請年度の3月入園までは申請は有効となります。申請内容に変更がないかぎり、改めて申請しなおす必要はありません。

Q.空きがない保育施設でも希望することは可能ですか？

A.東大和市役所窓口やホームページに掲載している空き状況は、申請期間初日の朝一番の状況です。その後の退園や転園によって、空きがないと表示されている保育施設であっても、利用調整で空きが生じる可能性があります。申請書に希望保育施設を記入する際には、空き状況は参考程度にとどめ、必ず入りたい順番・通える範囲内でご記入ください。(P8 参照)

Q.障害児の申請は可能ですか？

A.障害があるお子さんの受け入れは、各保育施設によって異なります。申請は可能ですが、保育士・看護師の配置等により受け入れできない場合や、お子さんをお預かりできる時間が短くなる場合があります。必ず保育施設に相談に行き、お子さんと一緒に見学をお願いします。(P5 参照)

Q.食物アレルギーがありますが、申請は可能ですか？

A.基本的に除去食や代替食の対応をしていますが、対応状況は保育施設によって異なります。アレルギーの症状が強い場合は受け入れができない場合もありますので、必ず保育施設に相談に行き、お子さんと一緒に見学をお願いします。(P5 参照)

Q.出産予定日が4月入園申請締め切り後なのですが、4月申請できますか？

A.出産前であったとしても出産予定日が入園可能生年月日を満たしていれば、申請は可能です。(P6 参照)

Q.現在求職中ですが、入園申請はできますか？

A.申請時に仕事をしていなくても求職活動の要件で申請は可能です。

Q.現在就労内定が決まっていますが、入園申請はできますか？

A.内定が決まっている場合は、就労証明書をご提出ください。なお、入園希望月の1日までに就労を開始する場合に限りです。

Q.育児休業中でも申請はできますか？

A.育児休業中でも申請は可能です。ただし、育児休業の期間にかかわらず、入園した月の翌月1日までに元の職場に復帰できる場合のみです。1か月以内に復帰していない事実や、転職・退職をした事実があった場合、保育施設は退園となります。(P7 参照)

Q.入園申請中は働いていますが、入園時には仕事を辞める予定です。入園申請の「保育を必要とする理由」は労働になりますか？

A.労働としての申請はできません。なお、労働で申請していたとしても、就労時間及び就労日数が少なくなった場合や、仕事を辞めてしまった場合は入園が取消となります。

Q.兄弟姉妹を同時に申請する場合、就労証明書等の書類について、児童数分の提出が必要ですか？

A.必要になります。申請書はそれぞれのお子さんに対し、1枚ずつ提出が必要になります。また、他の書類については、コピーでの提出が可能ですが、ただし1人分は必ず原本をご用意ください。

1	変更点
2	4月申請
3	成証の明注意作
4	の保育施設
5	の保育施設
6	保育認定
7	留意点
8	申請日程
9	手入続園方転法園
10	・利用結果調整
11	注入园点後の
12	保育料
13	サソのビ他スの
14	Q & A

Q.東大和市に転入予定です。申請できますか？

A.入園申請の段階では市外在住であっても、入園希望月1日の間に必ず転入する場合は、東大和市民とみなします。(P8参照)申請時には、申請書類一式と転入誓約書及び転入が確認できる書類が必要になります。なお、申請書類の提出場所については、お住まいの自治体にお問合せください。

Q.申請時点で、東大和市に住んでいますが、入所する前に市外に引っ越します。その場合は市民とみなされますか？

A.入園・転園申請の段階では市民であっても、入園希望月の1日までの間に市外に転出する場合は、市外在住とみなします。よって、他市民と同じ取扱いでの申請は可能です。(P8参照)また、保育施設への入園が承諾された後に引っ越す場合でも、入園が取り消しとなります。

Q.他市の保育施設を申請する場合、どうすればよいですか？

A.保育施設の所在する市区町村によって、申請書類や申請期間が違います。事前に希望する保育施設の所在する市区町村に確認していただき、申請をお願いします。(P7参照)

Q.転園申請をして、転園先が決定しましたが、キャンセルは可能ですか？

A.次に入園する方が決まっているので、キャンセルはできません。キャンセルした場合はもともと在園していた保育施設も通えなくなるため、ご注意ください。

Q.入園申請証明書類は、いつまで使えますか？

A.証明日より3か月以内であれば、有効です。

Q.申請をしていないのですが、不承諾通知を発行してほしいです。

A.保育施設等の申請を行ったうえで、保育施設が利用できない場合のみ利用不可の「利用調整結果通知書」を発行します。申請がない場合には発行できません。また、入園の取り下げをした場合も発行することはできません。

(3) 郵送受付について <P13>

Q.普通郵便で申請できますか？

A.可能ですが、郵送遅延、宛先の誤り等、郵便事故の責任は負いかねます。簡易書留等追跡可能な方法での郵送を推奨します。

Q.申込み方法の違いで有利・不利となることはありますか？

A.ありません。また、先着順ではありませんので内容をよく確認して申請してください。

Q.郵送で不備等があった場合は、どうすればよいですか？

A.不備等があった場合はこちらから一度お電話でご連絡します。訂正は申請期間内のみ可能です。連絡がつかず、受付期間内に訂正いただけなかった場合は利用調整ができない場合がありますので、よくご確認のうえ、余裕をもって申請してください。申請期間を過ぎて訂正される場合は、次回以降の利用調整から反映されます。

1	変更点
2	4月申請
3	成証明書の注意
4	の保育施設
5	の保育施設
6	保育認定
7	留意点
8	申請日程
9	手入続園方転法園
10	・利用結果調整
11	注入园後の
12	保育料
13	サソのピ他のスの
14	Q & A

(4) 入園後（在園中）について <P 26～27>

Q.在園中に仕事が変わったのですが、在園を継続できますか？

A.月 48 時間以上の就労であれば、在園が継続できます。変更申出書及び新しい就労先の就労証明書の提出が必要です。

Q.世帯状況や就労先に変更があった場合の手続きは？

A.変更申出書での手続きが必要です。また、変更内容によっては添付書類も必要です。(P18 参照)

Q.保育施設在園中に次の子どもを出産したとき、産前産後休暇、育児休業を取得しても保育施設の継続は可能ですか？

A.可能です。ただし、産前産後休暇の場合は、出産されるお子さんの母子健康手帳、育児休業を取得した場合は、育児休業の期間が証明された就労証明書を提出し、手続きをしてください。

Q.保育施設に通っていますが、市内にある他の保育施設へ転園したい場合の手続きは？

A.申請期間内に転園の申請が必要になります。なお、申請期間や必要な書類については新規入園と同様になります。(申請期間について P12、書類等について P14～16 参照)

Q.市外に引っ越しした場合、現在通っている保育施設に通い続けることはできますか？

A.基本的には通い続けることができますが、東大和市役所でも、お引っ越し先の市区町村でも手続きが必要になるため、転出前に必ずお越しく下さい。また、月末月初はお引っ越し先の市区町村と調整が必要になるため、事前にご相談ください。手続きをせず、転出してしまった場合、継続して通うことができなくなる可能性があります。(P26 参照)

(5) 保育料について <P 28～30>

Q.保育施設によって保育料は異なりますか？

A.保育料は認定区分、クラス年齢、保育利用時間、お子さんの属する世帯の市民税課税額によって決まりますので、公立・私立による違いはありません。なお、保育施設により、保育料以外の費用（教材費や行事費など）の負担が必要な場合があります。詳しくは各保育施設へお問い合わせください。

Q.3歳から保育料が無償化になると聞きましたが年度途中で3歳になった場合、その月から無償化の対象になりますか？

A.年度内の保育料はクラス年齢で決定します。年度途中で3歳の誕生日を迎えても、それにより無償化の対象になることはありません。

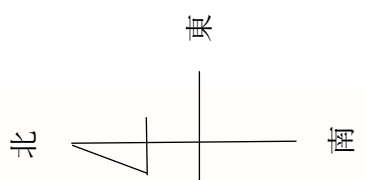
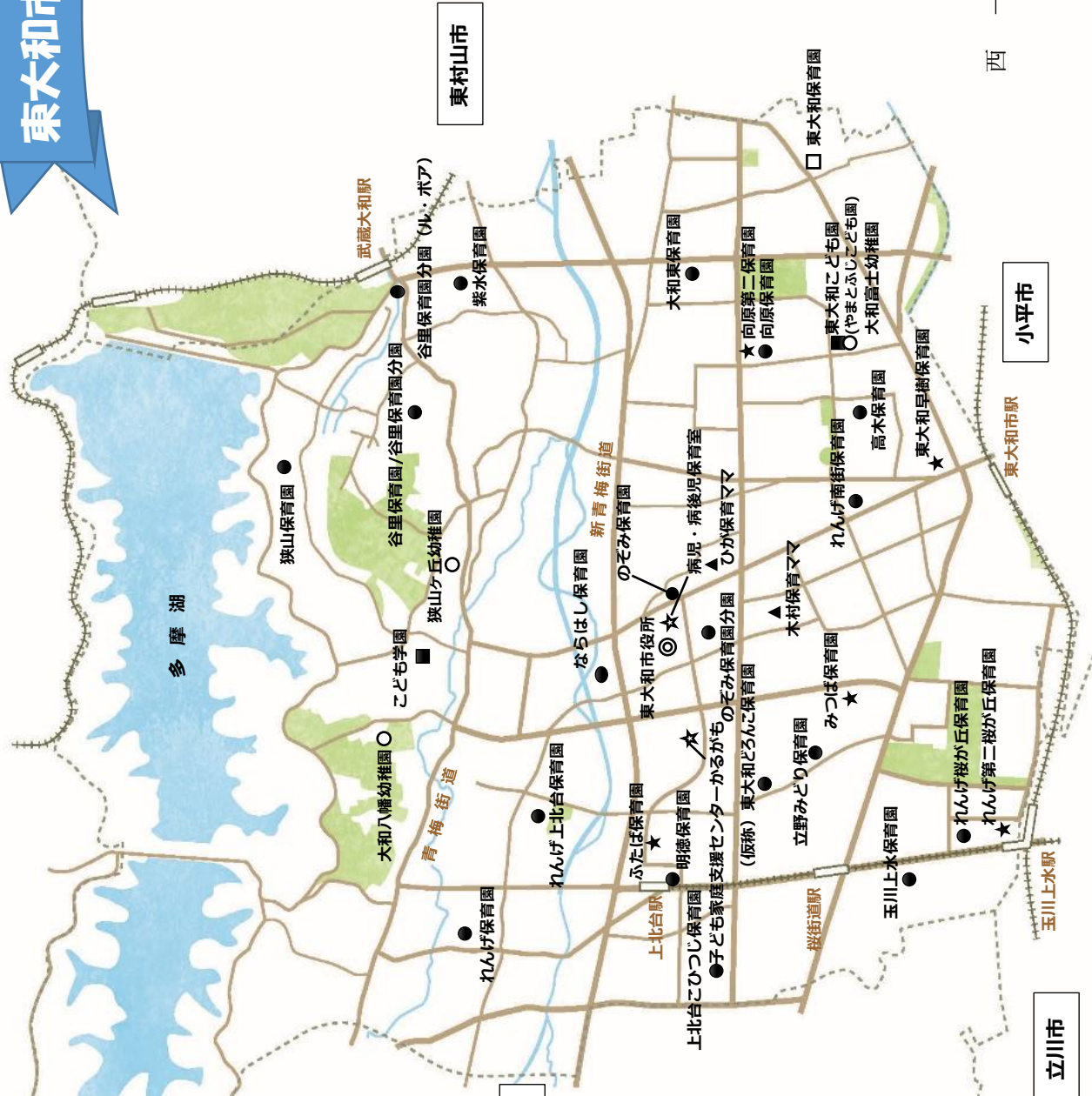
Q.ひとり親家庭の保育料は無料ですか？

A.保育料は市民税の所得割課税額等に応じて決まります。年度途中でひとり親になったことにより世帯の税額が変わった場合は、変更申出書を提出した翌月から保育料を再計算し、決定します。

Q.保育施設に通わなかった月の保育料は減額になりますか？

A.毎月1日に在籍していれば、その月分の保育料がかかります。保育施設に通わなかった日があっても、その月の保育料は全額いただくこととなります(P28 参照)。なお、お子さんの疾病等でお休みする場合は、保育料が免除になる場合もある為、必ず保育課までご連絡ください。

東大和市 MAP



- 凡例**
- 認可保育園
 - 認定こども園
 - ★ 小規模保育
 - ▲ 家庭的保育
 - 幼稚園
 - 認証保育所
 - ☆ その他の保育サービス

～ 市内認可保育園一覧 ～

令和6年4月1日予定

	施設名	住所	電話番号 (FAX番号)	定員 (人) (※1)	受入月齢(※2)	保育標準時間		延長時間(※3)
						保育短時間		
公立	さやま 狭山保育園	狭山1-849-1	042-564-2296 (同上)	63	3歳児クラス～	7:00～18:00	18:00～19:00	7:00～8:30 16:30～19:00
						8:30～16:30		
私立	たかぎ 高木保育園	向原6-1(20号棟)	042-562-1260 (042-562-4076)	100	産休明け～	7:00～18:00	18:00～19:00	7:00～8:30 16:30～19:00
	むこうはら 向原保育園	向原1-4-2	042-563-3833 (042-565-4582)	134	産休明け～	7:00～18:00	18:00～19:00	7:00～8:30 16:30～19:00
	さくらがおか れんげ桜が丘保育園	桜が丘3-44-18 17-1	042-567-4381 (042-590-7014)	99	産休明け～	7:00～18:00	18:01～19:00	7:00～8:30 16:31～19:00
	れんげ保育園	芋窪3-1615	042-565-3342 (042-533-5611)	99	産休明け～	7:30～18:30	—	7:30～8:30 16:31～18:30
	れんげ 南街保育園	南街4-3-1	042-561-2341 (042-561-2342)	124	産休明け～	7:00～18:00	18:01～19:00	7:00～8:30 16:31～19:00
	ならはし保育園	奈良橋6-882-1	042-516-8378 (042-565-9373)	105	産休明け～	7:00～18:00	18:00～19:00	7:00～8:30 16:30～19:00
	やまとひがし 大和東保育園	清原2-2-2	042-561-2958 (042-563-9657)	101	産休明け～	7:00～18:00	18:00～19:00	7:00～8:30 16:30～19:00
	しすい 紫水保育園	清水3-859-7	042-561-1478 (同上)	81	産休明け～	7:00～18:00	18:00～19:00	7:00～8:30 16:30～19:00
	れんげ 上北台保育園	蔵敷3-691-2	042-563-3990 (042-561-5487)	146	産休明け～	7:00～18:00	18:01～19:00	7:00～8:30 16:31～19:00
	かみきだいたい 上北台こひつじ保育園	上北台2-886-36	042-564-4958 (042-565-4387)	121	産休明け～	7:00～18:00	18:00～19:00	7:00～8:30 16:30～19:00
	のぞみ保育園	中央2-858-1	042-564-1961 (042-566-0568)	133	産休明け～	7:00～18:00	18:00～19:00	7:00～8:30 16:30～19:00
	めいとく 明德保育園	立野2-3-7	042-562-1336 —	120	産休明け～	7:00～18:00	18:00～19:00	7:00～8:30 16:30～19:00
	たての 立野みどり保育園	立野3-580-2	042-565-3549 (042-565-3565)	131	産休明け～	7:00～18:00	18:00～19:00	7:00～8:30 16:30～19:00
	やつり 谷里保育園本園	狭山3-1349-4	042-566-0321 (042-566-0330)	91	2歳児クラス～ 3歳児クラス	7:00～18:00	18:00～19:00	7:00～8:30 16:30～19:00
	たまがわじょうすい 玉川上水保育園	桜が丘4-29-18	042-566-8670 (042-566-8671)	101	産休明け～	7:00～18:00	18:00～19:00	7:00～8:30 16:30～19:00
	ひがしやまと (仮称)東大和どろんこ保育園	立野3-630(予定)	03-5766-8072 (開園準備室) (未定)	80	1歳児クラス～	7:00～18:00	18:01～20:00	7:00～8:30 16:31～20:00
分園	のぞみ保育園分園	中央4-1023-4	042-569-8331 (042-569-8332)	20	1歳児クラス～	7:00～18:00	18:00～19:00	7:00～8:30 16:30～19:00
	やつり 谷里保育園分園 (ル・ポア)	清水1-740-6	042-843-6722 (042-843-6724)	75	産休明け～ 1歳児クラス	7:30～18:30	—	7:30～8:30 16:30～18:30
	やつり 谷里保育園分園	狭山3-1345-7	042-566-0321 (042-566-0330)	72	4歳児クラス～	7:00～18:00	18:00～19:00	7:00～8:30 16:30～19:00

※1 定員数は、令和5年10月現在のものです。今後変更になる場合があります。

※2 「産休明け」から受け入れの保育施設については、毎月1日現在で生後57日を経過した児童が利用可能です。

※3 延長保育を利用される場合は、直接保育施設へ申請し、利用料をお支払ください。

～ 市内認定こども園一覧～

認定こども園は、幼稚園と保育園の機能や特長を合わせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

令和6年4月1日予定

施設名	住 所	電話番号 (FAX番号)	定員 (人) (※1)	受入月齢	保育標準時間	
					保育短時間	延長時間(※2)
こども学園 <small>かくえん</small>	奈良橋2-409	042-564-3549 (042-564-3515)	188 (100) (※3)	満6か月～	7:30～18:30	※4
					8:30～16:30	7:30～8:30 16:30～18:30(※4)
ひがしやまと 東大和こども園 <small>ひがしやまと えん</small> (大和富士幼稚園・やまとふじこども園)	向原4-16-17	042-561-2379 (042-561-2441)	390 (120) (※3)	1歳児クラス～	7:30～18:30	—
					8:30～16:30	7:30～8:30 16:30～18:30

※1 定員数は、令和5年10月現在のものです。今後変更になる場合があります。

※2 延長保育を利用される場合は、直接保育施設へ申請し、利用料をお支払ください。

※3 定員のカッコ内の数は、2号認定及び3号認定の児童の定員数です。

※4 こども学園の延長時間については、18:30以降希望の場合、相談が必要です。

～ 市内小規模保育一覧～

小規模保育は、少人数を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行う施設です。

令和6年4月1日予定

施設名(※1)	住 所	電話番号 (FAX番号)	定員 (人) (※2)	受入月齢(※3)	保育標準時間	
					保育短時間	延長時間(※4)
ひがしやまとさき 東大和早樹保育園	向原6-1201-119	042-516-8625 (042-516-8626)	15	産休明け～ 2歳児クラス	7:00～18:00	18:00～19:00
					8:30～16:30	7:00～8:30 16:30～19:00
れんげ第二桜が丘保育園 <small>だいにさくらがおか</small>	桜が丘3-44-32 コーシャハイム玉川上水3号棟103 桜が丘3-44-17 グリーンコープ玉川上水5号棟103	042-516-8155 (042-569-8398)	18	1歳児～ 2歳児クラス	7:00～18:00	18:00～19:00
					8:30～16:30	7:00～8:30 16:30～19:00
ふたば保育園	立野2-4-13	042-590-8622 (042-567-0081)	19	1歳児～ 2歳児クラス	7:30～18:30	—
					8:30～16:30	7:30～8:30 16:30～18:30
みつば保育園	立野3-1293-10	042-590-1675 (042-590-1676)	16	産休明け～ 1歳児クラス	7:30～18:30	—
					8:30～16:30	7:30～8:30 16:30～18:30
むこうほらだいに 向原第二保育園	向原1-4-1	042-843-9619 (042-565-4582)	11	1歳児～ 2歳児クラス	7:00～18:00	18:00～19:00
					8:30～16:30	7:00～8:30 16:30～19:00

※1 ふたば保育園・みつば保育園は立野みどり保育園、れんげ第二桜が丘保育園はれんげ桜が丘保育園・れんげ上北台保育園、

東大和早樹保育園は高木保育園・向原保育園・ならはし保育園・れんげ南街保育園、

向原第二保育園は高木保育園・向原保育園・ならはし保育園と連携しています。

※2 定員数は、令和5年10月現在のものです。今後変更になる場合があります。

※3 「産休明け」から受け入れの保育施設については、毎月1日現在で生後57日を経過した児童が利用可能です。

※4 延長保育を利用される場合は、直接保育施設へ申請し、利用料をお支払ください。

また、れんげ第二桜が丘保育園については、2歳児クラスのみ延長保育の利用が可能です。

～ 家庭的保育一覧～

家庭的保育（保育ママ）は、家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細やかな保育を行う施設です。（※1）

令和6年4月1日予定

施設名(※2) (家庭福祉員名)	住 所	電話番号 (FAX番号)	定員 (人) (※3)	受入月齢(※4)	保育標準時間	
					保育短時間	延長時間(※5)
ひが保育ママ <small>ひが ゆみこ</small> (比嘉 弓子)	中央2-1101-12 成安中央マンション107号室	090-6532-0321	5	産休明け～ 2歳児クラス	8:00～18:00	—
					8:30～16:30	8:00～8:30 16:30～18:00
きむら 木村保育ママ <small>きむら りつこ</small> (木村 律子)	南街2-20-3 ピースアベニュー102号室	090-5557-0853	5	産休明け～ 2歳児クラス	8:00～18:00	—
					8:30～16:30	8:00～8:30 16:30～18:00

※1 家庭的保育者が、病気等で休む場合は、のぞみ保育園で保育を行います。

※2 ひが保育ママ・木村保育ママは、のぞみ保育園と連携しています。

※3 定員数は、令和5年10月現在のものです。今後変更になる場合があります。

※4 「産休明け」から受け入れの保育施設については、毎月1日現在で生後57日を経過した児童が利用可能です。

※5 延長保育を利用される場合は、直接保育施設へ申請し、利用料をお支払ください。

《注意事項》

・事前に各施設に見学や入園相談をしてください。（アレルギー等により、利用できない場合があります。）

・障害や疾病がある等、特別な配慮が必要な児童については、必ず申請前に保育課にご相談ください。

MEMO

令和6年度(2024年度) 保育施設入園案内

令和5年10月 発行

発行 東大和市 子ども未来部 保育課 保育・幼稚園係
住所 〒207-8585
東大和市中心3-930
印刷 東大和市 総務部 文書課 印刷室
